

地域と農業

会報

第 53 号

Apr. 2004

Spring

特集Ⅲ

特集Ⅰ

農業総合研修会 基調講演

「全国における農協問題の現段階」

月例研究会

「WTO体制下の中国農業と農協づくり」

ご宿泊のご用命は是非当会館へ!!

「GOGO割引」で
大変お得!

2人1室のご利用で税込み素泊り お一人様

なんと**2,400円**から

☆ツインは2人、和室は2人以上の利用でお一人様**2,400円**から!

電話で、お泊まりの1週間前までにご予約を。簡単なアンケートにお答えを! なお、部屋数に限りがありますので、ご予約はお早めに! 平成16年5月31まで実施します。土曜日と月曜日が休日の日曜日、ゴールデンウイーク(4/30~5/4)は除外日とします。

ほかの割引制度との併用は不可。支払いはキャッシュのみです。

ホテルノースイン札幌
宿泊・会議室・さわやかサウナ  北農健保会館

電話ご予約 011-261-3270

〒060-0004 札幌市中央区北4条西7丁目
<http://www.hokunoukenpo.or.jp/kaikan/>

「喜び」を
支える、喜び。

心から信頼しあえる人に出逢えたこと。
大切に育てた花壇が、美しい花を咲かせたこと。
家族がみんな健やかに暮らしていること。
日々の生活にいきづく「喜び」は、人それぞれ。
そして、そんな喜びをさまざまな形で支えることが、
私たちの喜びです。



株式会社
ホクレン油機サービス

●本社／札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1番10号 ☎011(892)1551 FAX 011(891)1339

■函館支店 ■岩見沢支店 ■旭川支店 ■稚内支店 ■網走支店 ■深川営業所 ■東天北営業所 ■北見営業所

地域と農業

Vol.53

表紙写真：京極町の大根畠
提供：山田 精一



—— 目 次 ——

2

み
観
察

地域の担い手問題と新規就農者

常務理事 黒澤 不二男

6

特 集 I

農業総合研修会

基調講演「全国における農協問題の現段階」

(社)農業開発研修センター会長理事 藤谷 築次
京都大学名誉教授

個別報告1「北海道における農協改革の視点」

北海道大学大学院教授 坂下 明彦

個別報告2「WTO・FTA下における
北海道農業のあり方」

北海道農業協同組合中央会副会長 山口 義弘

41

ティータイム

水槽ワールドにはまる

禿 老 児

44

特 集 II

月例研究会

「WTO体制下の中国農業と農協づくり」

中国農業部農村経済体制・経営管理司処長 黄 連貴

57

Essay

「恵まれた大地」—その1春—

士別市上士別 農業 五十嵐紀子

60

連載 No.36

あのマチこのムラ地域おこし活躍中

美瑛町の事例 研究部次長 中谷 隆

70

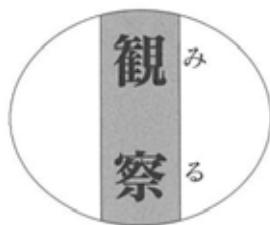
つれづれ

期間限定商品

八坂 里四

72

掲示板・DATA FILE



地域の担い手問題と新規就農者

(社) 北海道地域農業研究所 常務理事 黒澤 不二男

一、北海道農業の担い手の状況

先日、二〇〇〇年農林センサスの結果が発表された。その中で注目するのは、担い手のいない農家の割合は七〇%だということ。私たちの研究所の調査の数値とか道農政企画室の農業経営者に対する意向調査などを見ても、農業後継者がいない割合は七〇%。比較的農業の安定度が高い地区や農業経営形態でも後継者がいない割合は六〇%である。

後継者の確保率は三〇%から四〇%。農林センサスで統計的に明らかになつた。地域によって若干状況は違うが、全

体の三割から四割には後継者がいる、それ以外の六割、七割の方は後継者がいない状態で営農を継続しているのである。

(1) 主力は五〇才代

今の農業者の世代構成を見ると、主力を担っているのは大体五〇代、地域によつては六〇代。農業の安定度が比較的高い地域は四〇代から五〇代である。後継者の充足率を世代構成で考えると、五年～一〇年の間には担い手問題は非常にシビアな局面を迎えることになる。北海道農業の課題の一つは、農畜産物の価格問題であるが、その価格問題に対応するためにも担い手がいなければ、ほとんど作戦

(2) 担い手を育てる新しい動き

この情勢の中で、農業者なり地域農業関係機関が手をこまねいてばかりではない。新しい担い手の階層を模索する動きもあり、取り組みの成果が表れている部分も見られる。例えば、「地域水田農業ビジョン」で検討されている集落営農組織の設立などが、育成すべき担い手確保のための取り組みの主要な対象になっている。

この取り組みは、地域農業をシステム化することによって地域の担い手問題に突破口を見いだそうとするもので、具体的な事例では、空知管内南幌町で近年に大型の稻作の生産法人が連続的にいくつか創設されている。地域農業構造をこの部分を核にして変えていこうという農業者の自主的な動きが表面化したものであり、「地域水田農業ビジョン」にも対応するものと注目を集めている。空知管内ではこれに続くかのように栗山町などでも新しい大規模法人が設立されている。

また、北海道農業会議や北海道農業担い手センターでは、新規就農を希望する人々を北海道に導き入れた、農業から離れている人々を呼び戻したいといろいろ取り組んでいる。今農業・農村から離れている人々も、「意向調査結果」等から見ると、農村なり農業経営そのものについて「プラス

の評価」をしている割合が結構高い。取り巻く環境が厳しい状況の中でも「農業はお先真っ暗で绝望だ。」と思つてい人だけではない。むしろ社会経済情勢がシビアになつてきて、一般産業の景気動向も冷え込んでいるし、リストラや倒産がどんどん起きている中で、「農業にこそ活路を見出すべきだ。」という動きは、従前とは違う形で、前面に出てきている。

一、新規就農者をめぐって

(1) パートナーの存在

北海道にも、地域で担い手育成に取り組み貢献しているリーダー農業者を公的に認証する「指導農業士制度」がある。その認定には、活発な活動実績、しつかりとした経営内容、地域で高い評価を受ける識見・人格などのハードルがあつて、誰でも簡単に認証されるものではない。去る二月中旬に公表された「平成十五年度北海道指導農業士（四〇名）」の中に、新規就農して一〇年末満の農業者がいる。この農業者は黒澤隆次氏（六一才）といい、五二歳の時、東京都の一級企業の要職から脱サラをして、北海道に新天地を求めて、胆振管内大滝村に就農した。就農してから約九年間、

難しい施設花き専業の経営形態を志向。しかもヨリといつ品目にこだわってチャレンジ、経営を軌道に乗せた。その努力が実を結び地域から推薦を受け、取り組みの実績が素晴らしいと評価されて認定を受けたのである。

この黒澤氏が昨年秋に「中高年よ、農業に道あり」という本を執筆・刊行した。

近年社会現象として、とかく中高年の自信喪失が問題視されている中で、「中高年だってやりようによつては、まだまだ道（活路）がある、互いに頑張ろうではないか」ということを、新規就農の自分の体験談を通してアピールする内容であるが、新規就農を志す人にとっても非常に理解しやすいガイドとなるつており、規則や制度の解説ではなくて、自分が実際に体験したこと、就農する前にやったこと、就農してからの心得、安定期を迎えた農業者としての取り組みの姿勢などを説得力のある表現で書いている。

私の印象に残つた部分を紹介すると、「新規就農を中高年で始めることは、【家族離散】の始まりである」という記述があつた。それは、どういうことか。例えば、首都圏で急

に一家の主が思い立つて「農業をやるために北海道に行く」と言つても、子ども達の年代は中高生や大学生だから、多分親について行くとはならないのが普通のケースで、親が就農に情熱を持つっていても、子どもは今いるところに残る、

高齢の親も残ると、だから家族がバラバラになつて生活するということを受け入れなければならないと言つてゐる。

これは彼の実体験に基づいてのもので、さらに、子ども、親と別れることがあつても、配偶者（奥さん）と別れたら絶対に農業はできない。」と断言してゐる。

かつて就農して間もない黒澤農場を訪れたことがあつたが、ハウス内で日焼け除けの手甲をして作業していた夫人は、「私は来たくなかつた。今でも、すぐに帰りたい気持ちです。」と語ってくれた。黒澤氏に最近会つたとき、「奥さんは今は何と言つていますか」と聞いたら「まだ言つていませんよ」と笑いながら答えた。しかし、一〇年近く氏の良きパートナーとして経営の安定に尽力してきたことを考えると、夫人の「本音」は、やはり氏の思いに深く共感・共鳴していることが明白である。夫婦が二人三脚でなければ農業はできないと言うのは、新規就農の場合に限らず、農業をやる上での必要な条件だと再確認させられたのである。

(2) 新規就農を志す人に

農業をやる上で、「私の求める農業像」あるいは「農業経営像」、「農村のイメージ」がハッキリ確定していない人は、就農しても経営を持続・安定化させるのは難しいと考える。

イメージは必ずしも皆同じものでなくとも、自分に固有の思い・理想を持つていなければ農業をやっていけない。

例えば私の知っている新規就農者の一人は「農業は私が所属していた組織・社会のように、何でもお金だ。」と言わなくてもいいところに、その良さがある。だから農業をやりたいのだ」という考えを持っている。別一人は、サラリーマン時代の年収が一、〇〇〇万円近くあったのが、しかし北海道で就農したら年収が四〇〇万円程度になった。それでも、「かつての世界より、今の方が私の望む理想像だ。」と言っている。

だがそういう考えは、みんな共通かというと、そうではない。農業だから所得が低くていいとは思っていない。農業こそアイディアと腕と戦略で高い所得を得ることができ。その可能性に賭けているという人もいる。それぞれのスタイルにあつた農業経営を開拓するべきで、漫然と農業をやってみたいとか、単純なあこがれだけで、周到な準備がない就農は定着するのかなり難しいことではなかろうか。

先日、後志管内のある農業研修会のあと、出席者と懇談する機会があった。その中に知人で新規就農した四〇代の夫婦（脱サラ組）がいた。彼らが語ってくれたのは、「私達が農業経営をやつていられるのは、地域の人たちが迎え入

れてくれた。受け入れてくれたからで、そのあともサポートしてくれたから今の経営がある。」先ほどの例のように、他人に頭を下げるなり、お金、お金と言っている物質万能なものでないから農業をやるというのは一つの考え方であるが、しかし、農業は没社会・他人と没交渉でやれるかというと絶対そうではないことは明らかである。「コミュニティーの一員として隣近所との付き合いはむろんのこと、農協で資金を借りるときも、普及センターからの指導・助言を受けるときも、頭を下げてこそ相手からのサポートが得られる訳で、人間と接触する必要がない、自分で勝手にやっていけると勘違いする人がいて、地域・集落から異物が入ったような受け取られ方をし結果的に集落にうまく溶け込めずに離脱するケースが結構ある。

私の知人夫婦は、大変地域の方々に可愛がられているところで、地域の人々も、違った分野から来て、違った価値観を持ち、違った情報ネットワークを持つている彼らを自分たちの仲間に受け入れることによって、その地域が刺激を受け、新しい風が起こることを期待していると語ってくれた。このように、新規就農者と既存の農業者との間に互恵的な関係が成り立つことが望ましい状態ではなかろうか。数は決して多いとは言えないが、地域農業変革の契機として期待したいものである。

平成十五年度 農業総合研修会

今日は時節柄大変お忙しい中を、私たちの研修会にたくさんの方がお集まりいただきまして心から御礼申し上げます。ありがとうございます。農業情勢および農協を取り巻く状況が大変難しくなっている中で、さらに北海道農業が日本の中で果たす役割にかんがみて、私たちの研究所の使命は、これから益々重要な役割になると感じております。

最近私が気になつておりますことは、財政難から冗費節約ということが、いろいろな加盟している所から脱退するところが増えています。私たちの研究所の会員からも、特に市町村でそういう傾向がかなり自立つてまいりました。大変残念なことであります。我々の研究所の会費というのは決して冗費ではありません。今日のお話でもその辺がますます明確にされると思うのです。これまで通り上方針でやっていれば間違いないという時代はとうに終わりまして、各地域が自分の頭で考えて物事をやっていかなければいけないという時代でござります。こういう時に、私たちの研究所はパートナーとして必ずお役に立つというふうに自負しておりますので、今後ともよろしくお願い致します。

この農業総合研修会は毎年今頃の時期に開催しておりますが、今年は農協を巡る状況が非常に今までと異なる状況が出てきておりますので、特に農協問題という「」とテーマを絞っております。

頂きました。当時の会長の山本就先生に私たちの研究所の設立記念が講演を頂いたということを、私は鮮明に記憶しています。そういう意味でも、今日のテーマに誠に相応しい講師にお願い出来て本当に良かったと思っております。

基調講演に続きまして、個別報告となつております。ここでは北海道の農協がどうなつてきているか、これからどうあるべきかについて

とじつじ、北海道大学の坂下教授、そしてA北海道中央会の山口副会長にも提言を頂きます。今日は農協問題に集中して、見識を深めることでよろしくお願いしたいと思います。ご参会の皆様、それからお司を受けました講師の皆さんに、改めて御礼申し上げ、挨拶にしたいと思います。ありがとうございました。

(所長 太田原高昭)

基調講演

全国における農協問題の現段階

(社) 農業開発研修センター 会長理事 京都大学名誉教授 藤谷 築次

一、はじめに

ただいま紹介いただきました藤谷でございます。太田原先生からご紹介いただきましたように、ただいま社団法人農業開発研修センターの会長をやつておりますけれども、これは私の恩師でございます

桑原正信先生が昭和四十一年に作られた機関でございます。生前私に「後は藤谷、おまえ頼むぞ」と遺言のように言われていましたので、京都大学を定年で退官した後、いくつかの大学からのお説いもありましたが、一切お断りをして会長をお引き受けした次第でございます。

本当にただいま苦労をしております。なぜかと言いますと、農水省から一銭の補助金も頂いておりません。農水省の役人を誰一人天下りさせておりません。自主自立の社団法人、会員の総意に基づいて運営されている社団法人で格好はいいのですが、財政的には極めて厳しいわけでございます。

太田原先生も今強調されましたように、このような研究機関、研究所というのは、これから重要になつてくる。私どもも全国をエリアにして活動しておりますけれども、一言で言えば、農学・農業経済学の大学における研究成果を現場の農業農村の活性化につながすのか。



藤谷 築次（ふじたに つきじ）氏

1934年 愛媛県に生まれる
 1958年 京都大学農学部農林経済学科卒業
 1964年 京都府立大学農学部講師
 1987年 京都大学農学部教授
 1998年 同上 定年退官
 (社) 農業開発研修センター会長理
 事就任し現在に至る

そういう結節点の役割を果たす研究機関、或いはそういう関係機関がなければならぬと思っておりますし、私は会長を引き受けたて丸六年目にになりましたけれども、本当にそのことを強く実感をしているのじれりでござります。皆さん方の研究所と私どもが今後一層、いろいろな形で連携をしながら活動を取り組んでまいりが出来れば、非常に嬉しいと思っている次第でござります。

二、戦後の農協問題と現段階における問題の焦点

まず最初に「戦後の農協問題の諸相と現段階における問題の焦点」というようなことから申し上げていきたいと思います。最初にお断りしておきますけれども、北海道の農協問題は、全国共通の尺度では論じきれない、非常に特異性或いは特殊性があるというふうに私どもは認識を致しております。全国の農協とは言いませんけれど、西日本を中心とした農協界の動きなり、直面している課題を私どもがどう認識しているかというのを参考までに今日は申し上げてみたいと思います。

(一) 「農協問題」とは

まず「農協問題」じはじこハントります。これは學問上はいろいろな概念規定の仕方が出来るのだろうと思いますが、私は誠に簡単に農協の組合員にとってか或いは農協の經營にとってか視点は違うと思ひますけれども、兎に角「農協にとって困った問題、解決を迫られる問題」というふうに単純に理解をしておきたいというふうに思

います。

(II) 戦後の農協問題

このような困った問題、解決を迫られた問題。戦後にねましても様々な問題が提起して、それに対し農協の人間は一生懸命対応して来たという経過がござります。詳しくお話する時間はございませんけれども、一つは「農協の経営収支問題」。これは戦後農協が発足してしまもなく、昭和二十年代に深刻になつた問題、GHOの当時ドッジ「不レ政策の煽りを受けて、農協陣営は、再建整備・整理促進ということで、経営の立ち直りを図らなければならぬ大変な時期がございました。これは組合員の理解と協力を得ながら、或いはその当時再建整備三原則と言われた今日の農協の事業方式のベースになつてゐるような方式もその当時開発されたわけでござりますけれども、そういう問題がまず起つりました。

それから私が大学院生の時代に大変ショックを受けた書物が、近藤康男先生の「統貿しさからの開放」でございました。昭和二十九年発刊でございましたか。大変ショックを受けました。つまり「農協は独占資本の奉仕体」である、組合員・農民には何の役にも立たない組織

だとう、こういう形で農協事業を論難されたわけです。それはそれなりに近藤先生の大変な立論がベースにあるわけでござりますけれども、私は農協のことを研究したいと卒業論文にも農協の問題を取り上げた経緯がござりますけれど、そういう人間にとりましては、やはり近藤先生の立論は相当な抵抗感といいますか、研究を続けていいのかどうかといふに迷ひを生ぜしめるほどの衝撃的な書物でございました。

した。

西日本の特に近畿農協研究会に依拠して、研究活動を進めていた研究者の基本的な問題意識は、近藤理論をどう克服するかということであつたと申し上げて過言ではないと思います。つまり農協はもつとやり方次第で、組合員・農民の為に積極的な役割を果たしうるものであります。組織だ。そういう協同組合だ。またそういうものにしなくてやならない。そういう問題意識で研究を続けてきました。

次にかなり戦後の大きな農協問題の焦点になつてきましたのが、「農協の組織理念問題ないしは機能領域問題」でございました。最初に非常に華々しく議論されたのが、専門農協が総合農協かという対立する議論がございました。特に実践の場でも大論争が行われましたが、私は愛媛県の出身ですから、「専門農協か総合農協か」ということが、実践の問題として大変な議論になつた一番大きな場は愛媛県だったと思っています。愛媛県にはみかん専門農協から見たら総合農協なんて何をやつていいます。愛媛県にはみかん専門農協から見たなら総合農協なんて何をやつていいまして、みかん専門農協から見たら総合農協なんて何をやつていいんだというような議論が行われたわけでござります。

それに続きまして少し後になりますが、「職能協同組合か地域協同組合か」という問題が新しく出てまいりました。これは今までずっと続いているわけでござります。更にそのことと関連して、「非農業面活動の位置付け」をめぐつて、今日まで議論が続いております。つまり全中はかなり早い段階で、非農業面活動の積極的意味付けに乗り出しました。それが確かに昭和四十年代だったと思いますけれど、全国大会に「生活基本法」「生活基本構想」というものを全中が提案するわけです。これは正準の区別まで取つ払えといわんばかりの、もつと



も過激な地域協同組合論だったところから見ていいと思います。

それが農水省からの批判があったのでしょうか。その後どんどん生活基本構想が後退をしていきました。その中身は何回か生活面に関する新しい全中の構想が打ち出されるのですが、どんどん当初の生活基本構想を修正し、職能組合的発想に回帰していくという修正を続けてきたといった面があります。

更に「農協の体質改善問題」というのが、大きな戦後の農協の問題になつてまいりました。それは特に経済の高度成長の下で良好な経済環境があり、各事業が順調に推移し経営収支も快調に確保できるという状況の中で、尚且つ農協はこれでいいのかという問題が提起され続けてまいりました。一言でいえば、事業改革、経営改革というよりは、農協の体質改善、つまり農協らしさというのは何なのかといふことの追求が非常に強く求められてきました。つまり協同活動強化運動といふ形で、農協らしさというものを大切にしなければ、農協の存在意義はないのではないかというようなことが、非常に言われてまいりましたわけです。

経営体制・事業体制の整備という問題意識を取り組まれてきたのは、やはり一貫した流れがあったと思います。それは「農協の合併問題」だと思います。農協合併助成法というのは、时限立法でござります。それが何回も何回も延長されてきました。私は国の農協問題研究に関する、かなり早い段階の研究会に委員として出ておりまして、时限立法をなぜそんなに延長するのだと、そんなものは無制限じゃないかということを申し上げまして、「全中サイドから『藤谷さん、ちょっと抑えてくれ。それを言わると困るんだや』と言つて、だいぶ全中サイドから釘

を刺されまし、最後は同調せざるをえなかつた事がござりますけれども、一言でいえば、規模拡大で事業経営体制の整備を計る必要があるといふ事じであります。確かに私の恩師であります桑原正信先生も、もし合併助成法に基づく合併の推進ということがなかつたら、農協は戦後の時代的変化に対応出来ないままに大変な事態になつていたであらうと書いておられましたけれど、農協合併助成法が一定の役割を果たしたことは間違ひないというふうに思つわけであります。

(III) 現段階における農協問題の焦点

「現段階における農協問題の焦点」これは全部戦後のこれらの問題と何らかの繋がりを持つてゐるものばかりだと思ひますけれど、私なりに五つに整理をしておきました。一番目は「運動路線問題なし運動理念問題」でござります。二番目は「広域合併の意義つけと広域合併のJAの成功条件をめぐる問題」でござります。三番目は「連合組織の機能と運営をめぐる問題」特に連合会の統合再編が進行してまいりました今日的時点においては、連合組織・連合会中央会がいかにあるべきか。その運営がいかにあるべきかといふことが、シビアな問題になつてしまっております。

それから最近特に感ずるわけであります、「農協の制度問題」。なかなかずく「国の農協指導行政をめぐる問題」に非常に露骨な干渉が目立つてまいりました。そういう問題をどうふうに受け止め考えていいのか。そして私としては一切の問題の根源にあるのは、「農協の經營者問題」だと思つております。今日は経営者の皆さん方もたくさんお出席でいらっしゃいますが、私は今日は率直に問題提起をしてみたい

思つております。日本の農協の経営問題、経営者問題といふのがいかにもいがしろにされてきたかといふ事を、率直に問題提起をしてみたうと思つております。

三、農協の運動路線なし運動理念をめぐる問題について にしてくる農協をめぐる環境の激変

(一) 運動路線・運動理念の見直しと確立じらわのが不可避

おずその第一点の「農協の運動路線なし運動理念をめぐる問題」についてじらわないとあります。これは(一)(一) 戦後の農協問題の諸相、で申し上げました、組織理念問題なし機能領域問題というものの延長線上の問題だと思いますが、私は運動路線・運動理念の見直しと確立といつものが不可避になつてきていると思います。それを促しているのは農協を巡る環境の激変だと思つております。その最大の環境変化は農業行政の激変でござります。「農業情勢の激変」のポイントは、農地の農外需用の著しい拡大です。もちろん構成長過程ですね。それから農家労働力の農外就業機会の拡大といふことじであります。農家労働力の農外就業機会の拡大というのは、農業の労働価値、自家農業に従事することによって得られる労働価値の実現力というのが、相対的に低下していくたどりう」とだらうと思ひます。つまり農家にとって、我が家の労働力をどう活用するか。農業に投入するのか、農業に投入するのかといふ選択が大幅に出来るようになつてきました。北海道の場合には、内地ほんそん事情があつたじらわのことはない

かもしだいけれども、多かれ少なかれそういう状況があつた。その時に農家の立場で、自家農業に固執するのか、農外兼業して我家の経済を豊かにするのか。どちらを選ぶかという時に兼業を選んだということじござります。

そのような結果、農業は相対的縮小産業であるというのは、一つのテーマとして理論的に成り立つテーマじござりますけれども、日本の農業の場合には、相対的縮小産業から絶対的縮小産業に転換していくといふことじござります。その転換点を私は学会シンポジウムの報告で論証した事がござりますけれども、今も絶対的縮小、停滞産業、見方によつては絶対的縮小産業という道を歩んできましたと思うのです。

それは私は農政のあり方に最大の問題があると思います。つまり農政は農家・非農家間の所得格差の解消を、兼業収入の増大をカバーするといったことを窺ひしてきたわけです。それによって所得格差は解消された。解消されていくところで、農水省は大満足をしたわけでござります。そこに本当の農政上の問題がなかったのかどうかということですが、今問われているといつぶつに思うわけじござりますけれども、このことについて農協の対応上に問題があつたという見解がござります。皆さん方の所長じざいます太田原先生も、この点をじちらかと言えば強調される研究者のお一人じざいます。それは私は農協にはちよつと過酷な批判じゃないかと思っております。農協の主体的努力で、農業の絶対的縮小産業化・停滞産業化を抑制できると考えるのは、農協に対する過剰な期待、過大な期待ではないかと私は考えております。もちろん農協の側に対応の努力不足があつたということを、全面的に私は否定するものではありません。じざいませんけれども、そう

いうことじよつて日本の農業が停滞産業化してきたとか、絶対的縮小産業化してきたといふに考えるのは、それは少し農協に対してもいい見方ではないかと考えております。

そのような農業情勢の激変が、農協の組織基盤・事業基盤の構造変化を促してきた。更に事業環境の激変をもたらしてきたといふに思います。農協の各事業と競合関係に立つ一般企業の農村進出が非常に進んでまいりました。特に内地の状況を見ておきますと、そのことを強く感じます。それは農村の都市化じらうこと裏腹の関係にあると見ております。

その結果として、農協本来の事業分野が、必ずしも農協が競争力の強い事業分野だといえるか。必ずしも言えなくなってきた。むしろ信用や共済は割合頑張っているだけれども、例えば生産資材購買事業がだめになってしまっている。北海道ではそんなことはないと思いますが、内地の農協では、ホームセンターに農協の生産資材購買事業が太刀打ちできないという事例がたくさん出てきていることじござります。そのように大変な農協を巡る環境の激変が進んでまひつております。

(1) 「全国農協大会決議」を基本とする「当面の運動方針」

依存型運動の限界

もう一つ私が提起しておきたいと思いますのは、全国農協大会が昨年一〇月に行われたわけでござりますけれど、第三回じございましてか、全国農協大会決議を基本とする当面の運動方針なんです。三ヵ年の運動方針依存型運動というものがいよいよ限界に来たと見ております。

つまり三年に一回行われます全国大会の決議内容は若干の綱領的因素を含んでいたことは間違ひございませんが、殆どは当面の運動方針でございます。この当面の運動方針は三年ごとの全国大会でじりじろ中身が変わつておりますが、それはやむをえない面もあるとしましても、綱領的因素までがふれる。或いは不明確で大会じりにふれるという傾向がある。非常にわかりにくい運動になつてきているわけでございます。

(III) 「JA綱領」制定の意義と限界

そういう意味で私は、運動綱領を制定すべきだということを、前々から全中に問題提起し続けて来ておりますけれども、全中が対応したのはJA綱領でございました。JA綱領の策定でございました。つまり運動綱領の萌芽的要素は持つておりますけれども、JA綱領でございました。私は組織運動体というものは運動綱領が不可欠だと思います。これは政党にしましても労働組合にしましても、全て組織運動体といふのは、運動綱領というものを持つていなければいけないわけじりありますけれども、残念ながら農協陣営は、運動綱領といふのを未だに策定できておりません。その中途半端な形態としてJA綱領を制定した。それでも私は新しいJA作りの方向をある程度明示しているところふつに評価をしております。

特に注目していただきたいのは、「JA綱領の前文」であります。この前文を書かないで、五つの唱和文だけを脚下なんかに掲げてあるJAがございますけれども、五つの唱和文をいくら読んだって何も解らないのです。JA綱領は、前文にこそ価値があるわけです。それに前

文を載せておきましたけれども、ぜひ前文と五つの唱和文を一体のもとして掲げていただきたいと思います。

この前文が示しているJA綱領のポイントは次の一点でござります。一つは私なりの解説を加えて表現しますと、旧来の農業団体は、国の大合で作られた農家の組織です。これが農業団体。だから組合員は世主世帯主である親爺が組合員であれば、それで事足りていたわけです。協同組合は家の組織ではないのです。人の組織なのですから、戸主世帯主が入つていたらそれで済むというような話ではないのです。けれども旧来の農業団体にすつと由んできたというか、そういう体質を保持し続けてきたわけでござります。そこから本物の協同組合、ここの前文に書いてありますように、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則に基づき行動する協同組合に脱皮しようと、それが第一に書かれてあることです。

第二は、「このため」という接続詞が私はちょっと解らなうのですけれども、「以上の考え方を前提として」とでも書くべきことだと思うのですけれど、「このため」以下はどのよくなことを言つてゐるかというと、農業生産力の増進に貢献する協同組合。現在の農協法の第一条も「農民」が「農業者」に変わつただけで、これは変わつていいわけです。「農業生産力の増進に貢献する協同組合」から、「農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たす協同組合」、前文に誠実に果たしますと書いてある。誠実に果たす協同組合への前進をはかりましょう。つまり農業者の協同組合という職能組合的な枠組みに固執しないでほし。

そこから地域協同組合、つまり農業者を中心メンバーとしつつ、非

農業者もメンバーである。これは正組合員と準組合員の区別を排除するなんていふことは出来ないのです。それは正組合員を特定するということによって、他の協同組合制度との並立が可能になつてゐるのであります。正準の区別を取り扱うといふことは、日本の協同組合制度全体の全面見直しをしなくちやいけないといふことに繋がるわけです。そんな問題意識は、生協陣営やその他の協同組合陣営にはないわけですから、農協陣営がいくらそんなことを言つても出来る相談ではない。しかしとにかく農業者の協同組合という狭い枠組みから、農業者を中心としたメンバーとして、地域に開かれた協同組合に前進しましょうよ。それが一つです。

機能的に言えば、地域農業。組合員の営農の活性化と地域社会。組合員と一般地域住民の生活の場の活性化の双方に大きな役割を果たす協同組合に前進しましようといふことです。

「JA-JA綱領」の考え方方が、北海道の農業界、農協界の皆さん方に、どの程度受け止められるかといふことにつきましては、全く判断力がございません。判断力がござりませんけれど、少なくとも全中が第二回全国JA大会に提案して、大会の名において決議採択されたJA綱領はそういう考え方を明確に示しているといふだけは、ご認識をいただきたいことなのです。

残念ながら内地におきましても、組合員にもこのJA綱領は浸透しておりません。役職員の共有財産にもなつておりません。残念ながら私は少なくとも、運動綱領策定に向けての中間段階としての綱領的役割を果たしたうる内容を持っていると評価をしている次第です。是非、運動綱領の本格的策定に向けての取組みを農協陣営はやつ

ていただきたいと思つております。

これがこれまで非常に出来にくかつた一つの大きな要素は、イデオロギー的な障害だったわけです。農協陣営にも非常にイデオロギー的対立が厳しくございました。このイデオロギー的な対立が大きな障害になつてきたことは間違ひありませんけれども、ずいぶん相互理解は進んできたと思っております。私共の近畿農協研究会を中心とした研究者の活動は、改良主義だということですいふん批判をされて参りました。「マルクス経済学の研究者から批判をされる」「改良主義だ。改良主義というのは、世中の変革を運営する役割を果たすのだ。ろくな立論じやない」といひんせんにやられてござりました。

改良主義以外に経済社会を変革出来る道筋があるのか、どういふことで反論しながら改良主義的な立論に努力してきたわけです。私どもの考え方方が全面的に正しいとは申しませんけれど、ぜひ運動綱領の策定に立ち上がりて欲しいと思います。

運動綱領のポイントは、農協運動の目的は何か。組織及び組織運営のあり方はいかにあるべきか。事業活動のあり方はどうあるべきなのか。経営管理のあり方はどうあるべきかなどについて、明確な方向付けをきちんと整理するという仕事だと思います。

そこがぐらついているから、農協運動は一体何をやつとしているのだ。それそれの、年々のといふか、三年に一回の全国大会の大会議案の運動方針といふものが、綱領の基本に照らしてどこがどう間違つてゐるのか、どこが深められたのか。そういうことが全然議論できないのです。そのときのその日暮らし的運動になつてゐるということです。じやります。

四、広域合併の意義づけと広域合併JAの成功条件を めぐる問題について

(一) 広域合併の意義づけをめぐる

さて、次に進みたうと思ひます。次の問題は「広域合併の意義づけ」と広域合併JAの成功条件をめぐる問題について」ということになります。先ほどの所長の挨拶にもあつたかと思ひますが、広域合併といふことにつけまして、もちろん北海道でも先進的に取り組まれている事例を私は承知しておりますけれども、北海道全体としては「広域合併とは何のことじや」と、ほとんど全面的に軽視してしまった問題ですね。しかし富田会長が全中会長に座られたところでは、富田会長は全中理事会ではマシロに座つてらるような状況だと思います。「会長の所はどのようになつてしまんのや」「内地ではえいの苦労をしてきましたんや」全中の理事に出ておこる組合長さんは、全部広域合併JAの組合長です。「我々は苦労をしてきてますねん」「また、今でも苦労をしてますねん」と、広域合併運動、農協運動で「会長の所はどのようになつてしまんねん」という話だと聞こえます。『やへと書わんに聞わいすだす。そのような心理的圧力を、富田会長はおじやじ受けとおられると思ひます。

私は何も、富田会長が圧力を受けているか、北海道で広域合併推進をやめねばいけないと言つてゐるわけではありませんが、改めて広域合併というのは何なのじやと。どんな意義と問題点を持つてゐるのだと云ふことにつけまして、皆さんが真摯に検討を始められ、どう取り組ん

でいくかを検討される段階に來つたんじゃないとは間違ひない。われわれ、そのことに中央会は大変な努力をしておられると思います。

農業開発研修センターに、今、全国各地の広域合併JAから「診断をしてくれ」或いは「広域合併をしたらいいかどうか検討をしてくれ」、或いはいろいろな広域合併を巡る、或いは広域合併JA作りを巡る悩みが持ち込まれて来ておりまして、非常に少ないスタッフでやつてはいるのですが、一年に何件もの診断事業に取り組まざるを得ない。昨年度も宮城県中央会から、いつも広域合併「一三〇JA構想」ですか、「一〇〇」を実現したいんやけん、広域合併が全然うまくいっていないやんや、「カニカマボヘン」と一県一JA作りたらいだけれど、どうないしたらいよんじいか相談につけられ」と言って、相談に来たものですから、私は怒鳴り倒しました。「何を考えてるんですか。一県一JAでんじがうまくいくつてしまんねや。香川県うまくいくつてしまんのか。奈良県うまくいくつしますのか。沖縄県の嘆きを皆さん方、知つてますのか」と云つておられたわけですけれども、「いや、一県一JA以外に問題解決の道はない」根拠は何ですか「何にも検討してはしないんでよね。だから、中央会は組織じりをしつらうたい、賦課金は何とか貢えますから、「中央会の業務を作るために、広域合併をもう一遍やり直す」ということですか」と言つて怒鳴り倒しまして、私は新しくJA作りとか、これから後にお話したいと思いますが、二十一世紀に通用するJA作りをやつしたらいいのか。実現した広域合併JAをどう成功軌道に乗せるのかという話と違うんですけど、そういう努力も何もしないでまた組織じりをやるんですか。組織じりというのは、空白の一〇年をさらに積み上げてじく話ですよ。何のプラスにもならない努力を



また積み重ねていくと、そんな馬鹿なことはやめなさうと書いたりとあるのですが、そういう相談事が次々と寄せられてくる訳です。とにかく広域合併の意義づけをめぐらましては、必ずしもはつきりしなかつたわけですが、簡単に言えば農協をめぐる環境変化に対応し「新しいJAづくり」と「自己責任経営体制の確立」のためにやるんだというのなり、私は筋が通る。新しいJAづくりというのは、JA綱領の理念をどう実現するかと言うことです。そして自己責任経営体制、いつまでも連合会・中央会を頼らないと経営意思決定が出来ない。いかにも向いて進んだらしいのかを自己判断が出来ない。そういうJAではダメですよ。これが自己責任経営体制ということです。機能の自己完結度を100%にするなんていう話ではないのです。その一面としての、単機能の自己完結度の向上というのは確かにありますけれど、そんなものはいくら広域合併したって出来る訳ではないのです。それは過剰期待です。それはむしろ危険な考え方でござります。言い換えれば、連合組織の絶対的補完機能の過小評価という問題を伴っていたと思います。つまり逆にいえば、連合組織の役割はむしろ高度に発達した経済社会の中で、いよいよ重要性を増してきているという認識こそが正しいんじゃないかと私は思っております。

(II) 広域合併JAの成功条件をめぐつて

全国の広域合併JAを私は相当見て歩きましたけれど、不成功事例ばかりだと言つても過言ではないのです。北海道の広域合併JAの実態は知りませんので失礼があつたらお許しをいただきたいのですけれど、私が見た限りでは北海道以外の内地の各府県の広域合併JAです。

よく言われるんです。「広域合併を進めたいと思うのですが、じに勉強に言ったらいでですか」「成功事例を」「三教えて下さい」と言われるものですから、「成功事例は一つもありません」と言つたら、皆変な顔をするんですね。「そんなことはないでしょ。全中が旗振りをして、各府県の中央会が旗振りをやつてござる」ことに成功事例の一つか二つあるでしょ。」「ありません」と私は断言をいたします。常に短い間に長し、どこかに欠陥を持つています。不成功事例、死屍累々と言つたら失敗事例になりますから、あえて失敗とは言わないで不成功事例と言つているわけですけれども、そういうのが非常に目立つわけです。

どうしてかと言いますと、合併目的が明確でなかった。何のために合併するのか。それが地域農業振興機能を強化するためですか、そんなど論的目的是あるんです。あるんですけども、本当の意味でのつまり私に言わせれば、新しいJAづくり。つまりこれまでの農業団体的JAの再生産じゃダメですよ。本物の協同組合に自己改革をしないとダメですよと、その契機に広域合併JAを位置付けるといふそれだけの認識がありますかどうか。それが一般にないのです。

それから成功条件の見極めが出来ていないので、合併の目的につきましては、金融ピックバンへの対応が必要だからというようなことが、内地では非常に大声で叫ばれましたけれど、それは単協の信用事業部門の改革の問題ではないのです。金融ピックバンへの対応は府県信連の問題なのです。中金は相当な金融機関としてのランクは高いのです。国際的に見てもランクは高いです。問題は信連なのです。信連をどう改革するかという問題は、全く提起されなかつたというわけで

はないのですけれど、小売店舗、つまり信連の支店的店舗であるJAの信用事業部分の改革をいくらやつたって、金融ピックバンへの対応力の強化なんかできる相談ではないのです。そういう尺度でJAの金融部門の体制を整備するために規模を拡大せないかんとした目標を見出せなんですね。自己責任経営体制の確立といふきちんとした目標を見定める必要があったというふうに思います。

また広域合併というのは、旧JAの役職員体制では絶対に成功しないのです。つまり職員能力が旧JAレベルでは絶対に成功しない。常勤役員の能力が旧JA並だつたら絶対にうまくいかないのです。そういう基本的な条件の変革といふものをどう考えるか。そこが明確になつていなかつたらダメだと思ひます。

(III) 広域合併の成否の重要な鍵を握る連合組織改革

広域合併の成否の重要な鍵を握つてゐるのは連合組織改革でござります。広域合併JA作りと運動した連合組織改革というのが、広域合併を進める場合に非常に大事になつてまいります。北海道はホクレンがテーンと構えておられましてすごいと思います。これは愛知の経済連だつて、和歌山県の経済連だつてテーンと構えてやつてゐます。簡単に全國との合併なんてやるかいという、大変な気概でもあるし自信なのです。しかし広域合併が県下で進めば、連合組織のありかたは当然全国域であろうと県域であろうと見直しが問われるのは間違いないわけです。私はホクレンだって相対的補完機能にまだしがみついている面があるのではないか。相対的補完機能というのは、広域合併をしあれなりに事業体制が整備されていけば、単協に大政奉還しなけ

ればならない機能がいくつもあるのです。それを抱え込んで手数料を稼ぐという発想はだめでござります。広域合併に変換をするという相対的補完機能、つまりJAの体制が整えば独自でやれる機能です。これはどんどん連合会から単協に大政奉還をしていくて、じよいよ絶対的補完機能に純化していく。つまり単協がいくら広域合併したって絶対にやれない機能。これを開発確立し、その機能を中心的に連合会が頑張っていくという体制をとつていく必要があるのでないかと思います。

連合会改革のポイントはそのような機能改革ともう一つは運営改革なのです。単位JAの総意が常に全面的に反映される。そういう連合会の運営体制を整備していく必要がある。これはもう全農と経済連が合体するとか、全共連と共済連が合体するとか、そういう統合が出来ましたけれども、それは例えば府県本部の運営委員会にも、全JAが参画できていないのです。広域合併JA以外は参加したらいかん、とかね。その不可議決権は考慮して良いと思いますよ。しかし未合併の有力なJAが多いのです。未合併JAは、有力な未合併JAをなんで県本部の運営から阻害するのですか、というのですけれども、そういうことが平氣で行われているということだと思います。

また、全国連の經營管理委員会にしましても、四六都道府県の代表者が必ず一人は入るという經營管理委員会制度にしなくてはいけないと思うのですが、それを二〇%に、何名に限定するとかね、何で一部の府県を排除するのか。そういうことがしようちゅう行われているようございます。皆様方には一つ筋を通していただきたいたらというふうに思ひます。

五、農協制度と国の農協指導行政をめぐる問題について

(一) 農協制度と農協指導行政の役割は何か

私は、農協制度と農協指導行政の役割は何か、「これは農協運動の健全性の確保と健全な発展を助長するための制度であり、行政指導でなければならない。しかし残念ながら、戦後の日本の国の農協行政は、国の都合のいい方向に農協を誘導し、活用するという行政であった。それに農協事業は甘んじてきたというか、それをいいことだと考えてきた」という面があると思います。

(II) 農協指導行政の曲折と現段階

農協指導行政については、私は最近目に余つて、腰ばかり立ておりますけれども、農協の行政補助機関としての位置付けに基づく農協事業に対する助成と指導というのが戦後ずっと行われてきたわけです。また合併助成法を「」として、そのための体制整備を促してきたわけであります。

高度経済成長時代に入つて以降は、誠に農協に対する行政検査というのは、通り一遍な行政検査で、毒にもぐすりにもならんという行政検査を、道府県の皆さん方がいらっしゃつて大変申し訳ないんですけども、そういうことを重ねてこられたわけでござります。全農がいろいろ批判をされておりますけれども、全農に対しても、誠に通り一遍な行政検査が行われています。「あんな難しい問題提起をするのだったら、はよから書いといてくれや」と言いたい点があるだろうと思ひます。

思いますけれど、そういう豹変をしてくるわけじやります。

私はある時、前の旧農林經濟局の局長だった方に、農協の常勤役員体制は、今まで良いんですか。農協問題の根源はそこにあると見ていますが、農水省はほつたらかしておいて良いんですかと言つたら、局長曰く「私も大変心配をしておりますが、そういう問題は農協陣営で組織的に検討して、全中を通じて農水省に要請をして頂いたら、法制度の改正でも何でも積極的に対応したいと思いますが、とにかく自主組織である農協組織に対して、國から何だかんだとは言えません」というのが農林經濟局長のご答弁だったのです。

誠に距離をおいたきちんとした対応・姿勢なのだななんて関心をしたところか、肩透かしを食らったと言つた方が良いのかと思ひますけれど、むろんが近年突如として豹変を致しまして、誠に露骨な干渉が目立つてきているわけです。国の行政指導はむちやくしゃになつてしまつてゐるわけです。つまり農政の失敗の責任まで、農業陣営に押し付けるといふような発想でございまして、この背後には財界サイドの農協陣営に対する不満や批判も横たわつてゐるところに考えるわけになります。

(III) 国の農政と農協との関係をどう考えゆか

いつたい国の農政と農協との関係をどう考えたら良いのかといふことだと思います。例の経済事業改革のしようもない方針が打ち出されました。國のあり方研究会報告というのは、正に見方によつては、國の農協陣営に対する絶縁状だ。もう農協は農林行政についてはなりませんという絶縁状だというのが、皆さん方の所長の太田原先生の見

解である。これは一つの非常に見識のある、あり方研究会報告の読み方だと思って、私も大変勉強させていただいたわけでございますけれども、果たして絶縁状を卯きつけて、國の農政は成り立つか。私は成り立たないと実は見てゐるわけです。つまり地域農業に果たす農協の役割は過小評価出来ない。これが日本農業の特質だと私は考えております。

地域農業という発想はアメリカには全くないません。アメリカの州政府だと、カウンティにまいりまして「地域農業振興計画を作つておられますか。作つておられたら見せてくださいよ」といろいろな所へ行つてみましたが、「そんなものはありませんよ。アメリカは社会主義計画經濟をやつてゐるわけではないのでね」などていう皮肉をこめてそういうことを言われました。ヨーロッパにおいても、こと農業に関しては、地域を単位とする計画というものは、殆どないのです。つまりそれは、アメリカやヨーロッパは個別經營の經營機能の自己完結度が非常に高いわけです。私は日本の農業の中で、個別經營の經營機能の自己完結度が非常に高いのは北海道の農業だといふふうに思つております。けれども北海道の農業においても、個別經營の經營機能の自己完結度をどの程度に考えるか。私はたいした事はないと思っていふわけです。地域的に組合員が協同活動として、お互ひが助け合い協同し合いながら対応しなくてはいけない經營問題の領域といふのはものすごくたくさんあると考へておられます。地域農業を単位として個々の農業經營がいかに展開してゐるかということをまじめに考えなければ、北海道農業だって危ないと思つておられます。ましてや内地のあまりもとじた弱体な農業經營を基本に、認定農業者を育てるなどして

いろいろじみたって、そんなことは一〇年先一〇年先でも困難なことがあります。まだまだ地域農業対応、農家の組織間対応どころの事じよります。

農協の危機的状況を克服していかなければいけないと思つています。

北海道大学は、以前から産地形成論、それは地域農業のあり方論の基本だと思います。そういうことを基本に据えた研究をやつてこられたわけです。京都大学というのは、大概正男先生の伝統で、個別経営論なのです。個別経営論なんてじくらやつたって、今の日本でなんかちつとも役に立たない。私は京都府立大学から大槻先生の農業経営学講座の主任教授で帰つてきたのです。経営学講座を担当したのです。

先輩の先生方、周辺にいる偉い先生方は個別経営論ですよ。「おい、藤谷何をやるんや」と、「危なつかしいことをやってくれるな」ということで、すいぶん批判反対を受けましたけれど、私は個別経営が将来発展してくれることをもちろんきい願うけれども、今そんなことを言つたつて無理な話だ。私は、地域農業論、地域農業計画論、それを農業経営学の基本的課題に据えなかつたら、農業経営学なんて無用の長物だといつたじと、わづぱり私は地域農業論をやつたのです。京大へ帰つてきて一〇年余りです。どうかとてござりますけれども、私はそれ

いやつじふのかじうわじとを見守つたいと考えていたる次第でござります。

(四) 日本農業再生に向けて農協陣営が取り組むべき課題

次に、日本農業の再生に向けて農協陣営が取り組むべき課題は何かということあります。私は一つは農政確立に向けて国民的合意形成を可能にする農政活動。これが今ほど求められている時は無いと思ひます。

中央会の副会長を前にして大変言ひにくわけですが、この間、衆議院議員選挙が行われた。農協陣営の農政対策の衆議院議員選挙対応の本部が、あの大町の農協ビルの中に構えられる。自民党はマニフェストですか、あの中で日本農業に関してどのような公約をしたか。日本農業の国際競争力の強化。これを公約したんです。そんなことについて農協陣営からどんな反論があつたのか。日本の農業の国際競争力の強化なんてどうやって出来るのですか。そんなことを前提にして、農政のあり方を考えていつたりしたら、とんでもない話でござります。今はそういう主張ですけれども。

私はもちろん日本の農業の先頭を走つてゐる北海道が、国際的な視点で見ても力強い農業に成長発展してくださることを、もちろん大きく期待します。それだつて北海道農業が手放して国際競争力の強化が出来るなんて私は考えておりません。もし考えておられるのなら、是非証拠を示していただきたい。私はあるとくに責任政党だと自認している自民党が、農業の国際競争力の強化ということを公約に掲げたとき、どうすれば日本農業の国際競争力の強化が出来るのか、その論

提を示すのが公党としての責任じゃないかと感じたのです。皆さん方はどう思われますか。そんなことを責任政党に言わせるような農協陣営の農政活動でよろしくですかどうしたことを問いたいわけでもないます。

もう一つは、有効な地域農業対応機能を開発し、確立し、実践するところですが、今こそ農協陣営に強く求められてくるところふうに思ひわけです。もちろんそのためには、市町村との連携がものすごく大事になつてきます。農協だけで何でも出来るわけではない。市町村だけでもなるわけではない。行政機関である市町村と経済団体である農協とがしっかりと連携をして地域農業の方向付けをし、実践をしていかなくちゃいけないと想います。

実はそのためには、それその地域の農業の条件を踏まえて、地域農業振興計画を策定することが非常に大事なのですが、そのことは三年に一回開催されてきた全国JA大会の議案の中で、何回言われたど思ひますか。数えてみてください。全農協で地域農業振興計画を策定し、強力に実践するところですが、何回大会決議されてきたと思いますか。計画作りもろくにされない。私は多くのJAの地域農業振興計画なるものを手に入れまして、検討させていただいて来ております。率直に言つて碌なものはございません。農協自身のお力で作られたという場合が非常に多い訳をして、それはすごい取り組みだったと思いますが、残念ながらそれは殆ど使い物にならない計画内容なんですね。

それはひとつとしてかどりますと、実は計画作りのハウハウが開発・確立されていない。私は京大ですと地域農業計画論を検討して参り

ましたけれど、まだ学会レベルにおいても地域農業計画策定手法といふのものは、開発・確立されていないわけです。更にそれぞれの地域に専門家が育っていないわけでもあります。今、各市町村で水田農業ビジョン策定などということに取り組んでおられると思いますけれど、おそらくビジョン策定様式のようなものがどこから示されて、その様式への道筋はめ作業みたいなことじて、どこもかしこも似たり寄つたのよなビジョン作りになるんじゃないかと思つておりますけれど、それは策定の手法が開発・確立されてなく、専門家がいないわけですから、どこから借り物を持ってこざるを得ないということになるわけです。そんなものをいくつ協議会なんかを作つて、わいわいがやがややつたつて、たいして役に立つものではございません。

だから正にハウハウの開発・確立と専門家の育成を、少し時間がかかるつても農協陣営なり市町村陣営ががんばつていただかなくてはいけない。そういうためにこそ、このよくなそばらしい研究所があるのでうと思うのです。この研究所は地域農業振興計画の策定なり、その専門家の育成に大きく貢献していただきたいし、私どものセンターもその為に努力をしているつもりでございますので、また経験交流も大いにやって行きたいと思っております。

そういうものがあるといふうに過信したら駄目でございます。そういう日本農業再生に向けて農協陣営が農政活動としてあるべきなのか。地域農業対応機能としてあるべきなのか問われております。農政活動については一言で言えば、国民的合意形成型農政でないと駄目であります。

アメリカでは今日でも非常に根強い農本主義的農政理念があります。

アメリカの国家を作り上げたのは農民魂である。その農民魂を大事にしなくちやいけないという考え方にはアメリカが根強くあり、それをアメリカの近代主義者は農本主義だけなしておられます。そういう太い国民的合意があるわけです。ヨーロッパでは言うまでもなく、農業の大切さということについて、すべての国民がきめんとした理解・認識をしています。

先進国の中で日本だけです。農業農政のあり方について、国民的な見解が一八〇度近く分裂・対立をしているという国はないのです。そしてマスコミ論調も全て一方の極論に立つて、農業農政批判をやってる訳です。

その対極で農協は、農業をやむなくしてはいけないという努力をしているわけですが、残念ながら国民的合意形成型農政活動になつていません。せひ山口副会長にも再考を促したいといつぶつに思つておられます。

私は今年の五月まで京都生協の理事を拝命しておりました。理事会の席上を始め、事あるごとに「藤谷先生、あなたは農政の専門家でいらっしゃる。なぜこんな農政を許しておくるのですか。農水省へ行つて怒鳴つてきてしまさる」と、「私どもは産地と交流などもやって、農家の日々の苦労が骨身に染みてわかつてます」「あんなご苦労をなんて農家の方にさせなければいけないんですか」「もっと国は手厚い保護・支援を何でしないんですか」「そんなこと国民的な理解・同意は得られますがよ。」この一点張りで、私はつるし上げられてきました。それぐらいために、日本の農業をどうやるのか。その為には農政がもつと手厚い対応をすべきじゃないのか。ところが強い意見はたくさんあるのです。それをくみ上げる努力を農協陣営はやつていないのです。

残念ながら、農業サイドはその努力がわからないと申し上げざるを得ないと想います。

六、農協の経営者問題について

(一) 真剣な検討が回避されてきた経営者問題

最後の項目になりましたが、農協の経営者問題について簡単に申し上げてみたいと思います。私は経営者問題については、戦後一貫して真剣な検討が回避されてきたと思います。全中理事会でせめて役員の定年制について明確な方針を出そうとして、事務局が理事会に提案したのです。簡単に否決された。というのは理事のかなりの人がそれで、簡単に否決をされてしまう。そんなことの繰り返してございました。私は日本の農協の役員問題は、組織意思体現役員と執行役員（常勤役員）が未分化の状態であることにといふに思います。問題の焦点は執行役員（常勤役員）問題でございました。この常勤役員の意識とレベルが低いと、職員能力の開花を阻みます。そして職員能力が活用出来ないという状況をもたらすわけでござります。経営者能力問題といふのは大変大きな問題だと思います。

国際的に見ましても、非常に日本の役員のあり方というのは特異な姿でございます。端的に申しまして、組織代表理事が常勤をするといふ事例は、国際的に見ても殆ど皆無に近いと申し上げていいと思います。私はヨーロッパに七、八回調査に行っておりますけれども、フラン

ンスのロアール川の河口にナントという都市がありますが、あの河口はフランスの代表的な園芸農業地帯でございます。そのナント農協に調査に参りました。立派な組合長室に通されまして、ソファも置いてある。組合長の机も椅子もあるという中へ通されまして、組合長の席を見ますとお留守のようでございますので、「今日は組合長はお不在ですか」と、お出迎えいただいたのは学級の専務理事でございます。専務理事にお尋ねしますと、ヨーロッパで組合長を理事長と言いますので「お天気もいいことですので、今理事長は農場に出られております」と乗つて意気揚揚と農作業をやっておられることがあります。非常に経営能力の高い、技術水準も高い方で、組合員の尊敬を集めている方でございます。農業に大変熱心な方でございます。お忙しいものですから、どうしても必要なときにはお電話でお呼びたてをしますけれども、通常は非常勤でございます」ということなのです。理事会の理事長として、大変な権限もあるし、識見・力量も持つておられるけれども、絶対に常勤はしないということです。

皆さん方、アメリカにサンキストという組織があるのをご存知ですね。サンキストというのはロサンゼルスに本部がございますが、これはれっきとした柑橘農業者の協同組合でございます。サンキストの理事会の理事長にもお会いしました。立派な方でございますけれども、常勤など絶対にしていかないですね。そこは常勤しているのは、社長・副社長・専務・常務。一般の会社の役職と同じ名前になっています。しかも超一流の方々で、一流企業とも人事異動が出来るほどの常勤役員だと聞いております。そういうことがあります。

おそらく組織代表理事に常勤を認めてくる協同組合というのは、日

本の農水省が所管しているJAと森林組合と漁協ぐらいのものではないでしょうか。それぐらい組織代表理事が常勤をして業務の執行にあたるというのは、特異な状況です。日本の組織代表理事の学歴が高いとか、非常に手腕が高い方が多いとか、そういう事情ももちろんあるとは思いますが、私はそのような方でも常勤をして経営の指揮にあたる時代ではもうないと思っています。

(II) 経営管理委員会制度の不可思議

実は経営管理委員会制度といふものが出来たわけです。JA団体にも適用すべきではないかという議論もござりますけれども、とんでもない間違いでございまして、連合会に関してはやむを得ないという面もあるかもしねません。代表理事制といふのが法律で定められた。確か平成四年の五月の法改正だったと思います。代表理事制は、今まで農協の定款で定められていたのですが、それを法律で定めた。このことによって理事会の役目は変わったといふことに考えておるわけです。代表理事制を定めたということは、理事会で代表理事を互選するということです。代表なり、専務なりを代表理事として選任する。おまえらは責任を持つて執行にあたってくれよと、但し理事会が決めた枠組みの中でやってくれよと、枠組みから外れたらだめだぞ、基本方針から外れたらだめだぞということで、理事会の役割は代表理事の互選機能と代表理事を睨み倒す機能。つまり理事会の方針、もちろんその背後には総会、総代会の方針があるわけですからども、総代、総代会、理事会の方針に基づいて、執行理事を代表理事を中心として執行がなされているかどうかを、睨み倒す役割。これが理事会の第一の役

割とうよつじ、私は理事会の機能は、こまごまとした日常執行意思の決定は代表理事に委ねたそと、但し大事なことはきちんと報告しあう。或いは出来れば事前に説明するべきことは事前に説明しよう。しかし細かいことはあなた方が責任を持つてやつてくれ。これが代表理事制の法定の意味だというふうに思うのです。

この代表理事と理事会の機能の分化を更に進めて、経営管理委員会と執行理事会とを二つに分けるという方針であります。けれども私はそんなことを単協団体でやってはいけないといふふうに思っておられます。そうなってきた時に、実は経営管理委員会制度でJAの常勤役員体制を強化するのだ。「何を言っているんですか」と私は言つてきました。そんなの間接話法でございまして、執行役員体制の強化の間接話法、間接法としての管理委員会制度であって、つまり踏み込むべきは常勤役員の資格要件の明確化なのです。今、JAの理事は誰でも出来るのです。もちろん競合関係に立つ企業の関係者はいかんとか、そういうことはありますよ。そういうあたりまえのことを除けば、誰でも常勤役員になれるわけです。それでこんなに高度に発達した経済社会の中で、農協の船取りが出来るかと。出来る方もおります。たくさん知っています全国JAで。すごい経営者だと。この組合長がいなかつたら、このJAは成り立つてない。この専務理事がいなかつたらこのJAは絶対こんなことにはなつていないと、決定的な人がいらっしゃるということは知つてありますよ。しかし残念ながらそれは少数派なのです。北海道のことは知りませんので、語弊があつたらお許しを頂きたいのですけれども。

(三) 経営者問題打開の方向

私は経営者問題の打開の方法は、学経理事の積極的登用とその活用だと思います。キーマンは学経専務理事なのです。学識経験の専務理事。もちろん学経理事の登用の供給源はそれぞれのJJAの幹部職員です。だから幹部職員の中に学経理事登用が出来そうな人材がないということになれば、それは幹部職員育成の失敗なのです。幹部職員の育成が出来ていたら必ず常勤役員の候補者はその中にはいるはずなのです。それは一般企業ではあたりまえのことになつてゐるのです。それをどうして行くかという事でございますし、また各部門の担当責任者になり、且つ専務理事を補佐する学経の常務理事が複数名必要であるということは間違いないわけでございます。もちろんその常務理事は部長を兼務してもいいと思います。人件費のことをいろいろ考えれば部長を兼務して対応してもいいと思います。常勤組合長は理事会に軸足を置いて欲しいのです。執行部の方に軸足を置いたらだめなのです。常に理事会に軸足を置いて、組合員の思い、組合代表理事の思いを自らの思いとして、学経専務理事以下を口常的に監視指導する役割なのです。だから理事会に軸足を置かない組合長というのはだめです。これはミイラ取りがミイラになつてしまふのです。組合員の総意を踏まえてなんて言つてゐるけれど、だんだん経営のための指揮命令という色彩が強くなつてくるのです。

そういう体制が定着してくれば、組織代表理事である組合長は将来的には非常勤理事でいいんじゃないかと思つてゐる次第でございました。

北海道における農協改革の視点

北海道大学大学院 教授

坂下 明彦

一、はじめに

私は預けられましたテーマは「北海道における農協改革の視点」です。現在、表題にあります「農協改革」というのがかなり声高に呼ばれていますけれども、北海道にいるとそれほど國当たりが強くないなという感じがします。多分東京辺りだと暴風雨のよつた感じで、全農が矢面に立たされて、相当無茶苦茶な攻撃がなされている。当然、全農にも悪いところがあるわけですが、全農を魔女狩りの道具に使ってゐるような側面が非常に強いという感じがしております。北海道の場合は、この間の組合長大会の議案書でも農協改革といふ言葉が一つもなくて、そこに書いてありますように事業強化といふことを書いていて、ホクレンは全農とは別であるということをさういふと透けている上手いところもあると思うのです。そういう意味では、かなり前の全農との統合に関わっての北海道での選択というのは、今の時点の暴風雨を避けるといふ意味では非

常に良い選択だったという感じがしております。

しかし、だからと言つてカッコの付いたような改革は必要ではないと思うのですが、農協改革といふのは組合員がこれだけ減つたり、土地が余つてしまつてしまつといつてよつた状況があり、それに農協経営が相当傾いてきし和井せざるをえないといつてよつた状況の中では、相当根本からの見直しが必要になつてしまつたからなのです。

それで、今回の主催者であります「北海道地域農業研究所」が連合会のほうから委託を受けまして、レジコメに書いてある「二十一世紀北海道の農協事業運営体制の再構築に関する調査研究」というのを一昨年から始めておりまして、三ヵ年計画で進めております。副題にあるように「組合員の農協への結集力強化を図るために」ということですから、裏を返せば組合員の農協離れがかなり進行しているので、それを運動論的に言つてもしようがないから、きちっと事業体制としてといつてよつて形で農家の人が農協に結集していくような体制をつくるかといふことが基本的な目標だといふことです。



坂下 明彦（さかした あきひこ）氏

1954年 北海道に生まれる
 1977年 北海道大学農学部卒業
 1984年 北海道大学農学部助手
 2003年 北海道大学農学部教授

一、アンケートの実施

これまで、一昨年の夏に組合員アンケートを実施しました。一〇年が二〇年ぐらい前に基本構想をつくった時は連合会をあげてやったものですが、回収率が八〇%だったのです。それで今度もそれぐらいやるぞと相当きはつてやったのですが、実際のところは三分の一と二の結果でした。こうすることで農協への結集力が本当に強化するのかどうかなどもありますけれども、多分内地のほうでやると五%ぐらいしか集まりませんので、そういう意味ではまだまた北海道の農業・農家は健全であるといふに言つてもいいかもしません。ただし、悪いほうを見てまだ良いといふ言い方は、ある意味では無責任なところもありますし、最後にまた述べますけれども、足元をひいてきわめて見てその再評価を行いかといふことが必要になつてしまふので、こうしたものはかなり何回も時点を区切つてその局面局面でやっていく必要があるなどという気がしております。その時にはやはり八〇%を、もっと高い回収率を目指すようにしたら良いと思います。

第一次アンケートは昨年の春に行いました。これは農協の組合長とうかトップの方に対するアンケートでしたが、農協から八五%ぐらいの回答がありました。

三回アンケートをするといふことをもう準備中ですが、農協には大変お手間を取らせるのですが、今度は農協の系統事業全体についての事業別のアンケートを予定しております。これをやると三点セットが揃つて、農協改革への提言、というのが出来たことになります。そのつづ

じじでまだ本丸の部分の調査が進んでおりませんので、今日は中間報告的な形で一回目と二回目のアンケートを見比べながら、今後のつじじが問題になつてゐるのかということを述べて、農協改革の視点に代えさせていただきたいと思います。

三、アンケートの概要

アンケートの概要ですが、第一次アンケートにつきは農業新聞に連載していただいたり、「ヨーカントリー」にも載せていただいたので、かなりの皆さんほどなんとかといふのをご承知かと思いますが、報告書として「農協組合員意向調査報告書」が出ております。内容的には、これは農家の方へのアンケートですので、一番目は「農家経営の問題」、二番目は「地域の問題」といふことだ、個人とその周りの部分の問題を聞いた上位、三番目でその「農協の運営」に関わって組合員参加とか農協運営とか農協の仕事についてを聞いております。四番目が「農協の事業」ですが、これはあまり詳しくありません。最後に五番目で我々は「通信簿」といろいろに聞んだのですが、十項目について一つずつ評点を付けるという「農協の評価」といふことを内容にしています。

一次アンケートにつづいて、その一次アンケートを受けた形で農協が自分の事業運営体制を自己評価していただくところと、一次アンケートの場合は○(マル)を付ける形だったのですが、二次アンケートは書いたただくところのような形で、かなり濃密な回答をいただいたといつぶつと理解しきれります。内容につまもつとは導入で「一回目あなたたの農協を教えてほしい特徴がありますか」というのが始つま

して、一一番目では「連帯感と組合員の意識変化」、二番目は「農協運営と組合員参加」、この辺は第一次アンケートと重なるのですが、その上に四番目に「農協経営」、五番目「北海道の連合会との関係」、六番目「効率化推進上の課題と対応」、最後に七番目で同じようにつづいても通信簿「農協の自己評価」もこののをつけていただきました。

四、組合員と農協トップとの 農協運営に関する意向の相違

まずに一次アンケート、二次アンケートで重なる項目については、組合員がどう思っているのかといふことと、農協のトップがどう思っているのかといふことと、かなり回路についての聞きがありました。それはまさに農協の運営と組合員の運営が離れてくるといふことの実態です。そこで、それに関わらず四番目ほどの内容について触れてみたいと思います。

(1) 農協の地域基盤の変化と対応策

最初に「農協の地域基盤の変化と対応策」といふことなのですが、要するに一次アンケートで言いましたと、農協として地域とか地域農業の問題といふのはいつたい何が重点になつてゐるかといふとを聞いたものです。これの一番多かった回答は、やはり抱い手問題で、これは経営形態別に集計してもすぐトックになつてしまふことです。ところが一番目になりもすと、水田地帯では米値下落による農家とか、それを

反映した農協経営の悪化どころのものが出でてきましたし、畑作地帯の場合には經營形態が一極化してしまったのか、あるいは高収益作物への転換が進んでいたとか、酪農地帯では經營形態の一極分化が進んでいるところのような回答が多くなっています。一方では担い手がかなり脆弱化しているところの問題を抱えつつ、農家の多様化が非常に進展を見せていました」ということが全体として意識されていました。

次に組合員の連帯意識の中での問題として「農協は一応農事組合長会議とかあるのは部落懇談会の形でふるわぬ」といふことを伝えていたわけですが、農協として見た場合にはないところのがかなり弱まつてしまふところの認識が非常に強じたところでした。水田について言いますと、それに加えて農地がかなり流動化せざるをえない状況だけれども受け手がないという問題、畑作地帯の場合にはかなり大規模化が進んでいて機械の共同利用のほうが問題になってしまっている。酪農地帯はやはり回答が減少して集落問題が非常に強く出でているのと、労働時間の長期化というような問題が非常に大きな点であるところがふうに見られました。

組合員のほうのアンケートでは、集落の連帯意識の低下についての問題として「どうして設問したのでしょうか?」もあるのですが、かなり直接的に「農事組合の役員のなり手がいない」だとか「組合などが成立しない」というようなところが主に出でおりまして、農協のほうが地域問題といふのをかなりリアルに捉えている感じがしました。そういう連帯感の向上のために何をするのかどうかと聞いてみると、全体として部会活動の強化というのが挙げられておりまして、これはあわざれて出でた高収益作物への転換とか、新しい物に対しても從来の集落で農協

に結集するところではなくて、作物ごとの特質を踏まえてやつてしまふなどいろいろな方向かとも前回に出でていました。

(2) 組合員の参加と意思決定

続いて「組合員の参加と意志決定」についてです。先ず、「農家の意識変化どころのはじめからふうに考えられるか」ということを農協に訊ねますと、記述式だったのですが、農協離れの問題どころのが三六%といふことではやはり一番大きく出ておりまして、農協全体としてむそいのところの危機意識がかなり強いところふうに見られます。それについて、ではこうするのかという対応を聞いたところでは、「地域農業振興のための営農関連事業の整備と経営の基盤強化」という、かなり原則的な回答が返ってきていたのですが、具体策については名論を書いていない総論的な回答に終わっています。組合員への農協方針の浸透のあり方といふことについて言ひますと、先ほどのちもと部会組織などを活用するところのものが出ていたのですが、このところの回答ではやはり集落懇談会が圧倒的に多いということになりますが、組合員のアンケートを見た場合は、あまり意見が反映されず一方的であるところのが過半数を超えていました。農協としては従来型の組合員との接触の場を持つておられるのですが、農家としてはあまりそういうのが本当の役に立たないということを考えてらるところのところの辺は非常に大きなギャップがあります。

それから総代会につきましても、これは他のやり方がないところだとあるでしょけれども、その場が組合員の意向を運営に反映する場だ、ところのが農協トップの回答なのですが、農家のアンケートではあまり

役にたたなごと、シャンシャンの場面があらわになつてゐるところです。

ですから組合員の参加と意志決定といつておきましょうと、かなり農協トップのはうと組合員の意識の差が図立つてしまつて、さらに意志決定のありふりしては農協のトップではかなり迅速に決定をしなければならない感じでござるのですが、組合員の方はむしろ從来型の合意形成を重視する方向で考えねばきたどらうじになつております。この辺は、運営問題としてはアソケートどらうのはつべいぼうなどといふのがありますので、あれひよ押されねばならないことがあります。これがどうじ形で先ほどの組合員の異質化との対応で、新しい議論の場をつくつてらしく、あるは組合員の参加の場をつくつていいかじれいじが非常に大きな問題になるのではないかなどと考えています。

(3) 農協合併のメリット・デメリット

次に、これはなかなか難しいのですが、農協合併についてのメリットとデメリットといふことをかなり直接的に聞いております。農協の一次アンケートのほうでございますと、一応未合併の農協、それから合併四年未満の農協、合併四年以上の農協といふ三



(4) 農協の自己評価

それから四番目に通信簿「農協の自己評価」ですかとも、これは五段階評価なんですが、農協のトップの自己評価は三・五点ぐらゐ〇・五点ぐらゐの間にあつて、組合員のほうは三・五点ぐらゐ〇・五点ぐらゐの自己評価のほうが高いといふ結果が出ました。これはあまり差がつかない感じですけれども、項目別に見た場合には、北海道で弱いとよく言われます福祉厚生の部分とか生活情報・生活購買、つづいて平均点が一番低くなっています。その次が営農指導で三・五点ですが、これがちよつと問題になつてゐる感じがしてます。このうち特に生垣関連の問題とか地域社会問題、それから準組合員などの問題といふことが、

つい分けた回答したところ、これも記述式なことでわれひも一応カーテンライスさせて集計をした結果、「デメリットが多い」というのは未合併、合併四年未満、合併四年以上といつて順で出まつて、ある程度合併をして何年か経つた所ではメリット意識のほうが少し強くなつてしまつるとじつことで、合併していない所ではかなり防衛的な感じがあります。そのメリットの中身についてみますと、農協としてはやはり経営問題をいかにクリアするかといつて力点が置かれているかといふのに対し、組合員のほうのアソケートでは直接的なメリットを求めているといふ感じがかなりはつきりと表れております。農協のトップといふのは、まず経営基盤を確立しその上で利益還元を図るといつて書かれているのですが、それが実際には実現されていらないので、組合員としては直接メリットがないといふような順序になつてしまふのではなくじつは直接感じがしてねります。

これまで農業中心できたところがありますので、自己評価でも組合員からの評価でも低くなっていると思います。

五、農協の相対的に独自な課題

(1) 地域農業戦略（地域農業振興計画）の策定

続きまして「農協の相対的に独自な課題」ということで、これは一次アンケートの項目になるのですが、「一つ目「地域農業戦略（地域農業振興計画）の策定」という部分です。これでは七六%にあたる九二の農協が計画を立てているところで相当進んではいるんですけども、九二のうち一九は市町村と連携を持たないものでして、一九のうち一四が広域農協ないし並立の農協です。合併したあとの大げんな農協と地元町村との関連という非常に大きな問題が、やはりここでも表れているような気がしました。

振興計画の重点については、第一には高収益・高品質農産物の生産というのが上げられていましたし、この傾向というのはむしろでも出てくるわけですが、第二には法人なども含めた扱い手の育成ということになっております。これも、特に農地問題との関連でいいますとかなり地域差が出ているようとして、やはり水田地帯で農地の流動化した場合にいかに土地の買い手をみつけるかと、見つからなかった場合に、法人で何とかしようというような組織がかなりクリアに表れてきていると思います。ですから、全体の内容についても地域の差が相当表れているということです。組合員アンケートでわざよつと聞ひしているのですが、取り組

みが不十分だとかよく知らないというのが七六%になってしまって、いろいろ考えて計画は立てているんですけども、なかなか組合員参加型の計画にはなっていないという問題がまだまだあるようです。

(2) 部門別独立採算性

次は、二回目のアンケートのために一寸だけ聞いてみた部門別独立性とかクミカン制度とか営農指導費の負担とかがありますけれども、部門別独立性だけちょっと触れますが、取り組みを検討しているのは四八、一部実施が一三というぐらいになっています。これも採算部門の特性と分離とか事業部門別の收支の明確化とかいうことが言われていて、ですけれども、酪農地帯ではそういうことはまったく不可能であるという意見も出ております。そういう総合的な事業展開のあり方という部分と、短期的な取扱いバランスを立てるかという、このところの兼ね合いをどうこうふうにやっていくのかということが、やはりこれから経営なり事業体制の非常に大きな問題になってくるだらうということです。これは第三次調査で突っ込んでみたい課題になっています。

六、農協系統組織のあり方

(1) 連合会への意見・要望

最後に、農協系統組織のあり方といいます。これについても連合会について意見・要望を何でも書いてくれるような記述式のものをやつてみたのですが、たくさん書いてあるのは大きい農協でした。割と抽象的

な回答が多かったのですが、専門的機能の発揮とか経営のスリム化とかいうのがその回答の内容でした。逆にあまり大きくない農協のほうでは、単協との結びつきを強化してほしいということがかなり多くありますし、これは多分大規模合併農協ができたり、連合会支所の統合がかなり進んでるということと、「俺たちを見放さないでくれ」というようなことの心情の発露みたいな感じです。

(2) 北海道における事業・組織整備のあり方

二、四の北海道における事業・組織整備のあり方となるべきものですが、これはJVA北海道大会で決議したばかりですけれども、確かに60%は道内一段階に賛成だとうござるのですが、全国連との一段階とか事業別の一段階というのが一六%あります。それぐらいのペーセントが出てきたところは一歩おひばりました。ただ、全体としては完結とはいかないでしょが、道内一段階の形というのがよいであります。これが結論でした。

七、
むすび

最後に、むづきうどんが今農協に求められているのか、どううどんをご紹介してみますと、地域農業とか農家の経営形態などいろいろありますと、やはり組合員の多様化が相当進んできています。それに合わせるように、農協自体もかなり多様化してしまったのだいじょうぶです。そういう意味では、高度経済成長にもぎつかり身につこうとしたこの単線的発想というのがあるわけですが、この時代ですから、複線的

しきるほど価値が上がるという時代があって、それもかなり身に付いてしまったのがありました。今確かに政策の後退というのがあって、それについては批判しなければいけないわけですけれども、それをいつまでも自分は何もしないといったのも多々見受けられるわけです。そういう意味では、自分がいかれたとやつているのだから政府に物が言えるというような仕組みをつくらなければいけないのが非常に重要かなという感じがしてあります。

その場合に足元を固めるところなどにいえば、中・長期計画の策定といつこと、戦略を持つところなどが決定的に重要なわけだし、それは自分のところの農協の実態把握をするところなど、それを知らないとい

北大の農学者などでも生物多様性としてのか当たり前になってしまっているわけで、進化論一辺倒みたいな考え方ではないのが随分出でています。世の中でも「共生」というのが流行り言葉になつてゐるわけであり、そういうかなり性格の違う人が相互に存立しうるようなあり方というのを基本的に考えていくことが、これから一番大事だらうと。大きい農家ばかりを考えていたら小さい人は離れるし、小さい人はかりを考えいたら大きい人が離れていくという関係だと思います。

発想への転換をしながらこれからは地域農業を考えしていく必要があるだろうと思います。

くのが営農指導の部署であることは間違いないわけです。確かに現在農協系統そのものがかなり厳しく、人件費を減らすというのが一番手っ取り早い方法で、現実でもかなり進んでいたと思います。そういう中でも切って良いといふと悪といふのは当然存在するわけですが、昔からの営農指導の強化というのはどこにでも書いてあります。今本当にそういうことをやらないことはむしろ農家の農協離れというのは後戻りできない形になってしまったのではないかと危険性があるところなのです。そういう営農指導体制をきちっとした上で、いかに地域農業のビジョンを持つてしていくかこれが、相当差し迫った問題としてあるだだけだと思います。

最近、稲作のほうは「水田農業ビジョン」というのをつくったわけですが、「奨励金はもう無くなるかと思ったが、まだあった」と「まだあるだけのところの感覚というのがどうも抜け切れないな」とあります。私が通わせていただいている栗山は随分あちこちで紹介されていますが、栗山ともえやつてふるといったい、栗山の人が怒りますけれども、それらの自分のところに合わせた形でのアドバイスがついていて、ああこうしたことが短期的に提起できるところなのです。そういう体制づくりどころのをきちっとしていこうとしたの中に農家を巻き



込んでもいいような仕組みというのが非常に重要な気がします。栗山の場合には農業振興事務所というのが何年か前につくれました、地区代表で推進委員さんというのが出て、その人たちがブランーハングに自主的に参加しています。まだそれを地域に戻すところまではしていないと思いますけれども、そういう形で実質的な農家のブランーハングに対する参加の体制をつくるとともに、農家の人たちがきちっと文句を言えるような体制、「とにかく行けば全部できるんだ。ところのような体制をつくっていい必要があると思います。

三番目には、農業で飯を食つたらるのは実際問題、北海道以外ではそれなくなりましたからですね。そこではなにかうつて、いろいろな問題が特に最初は、金融の問題として表れています。次は経済事業だと改革を迫られてくるわけです。しかし、内地は別だと云つておけば、「農協法」は全国一律の法律ですからやはりダメで、北海道のほうから「北海道に農協あり」というのをかなり積極的に発信していく必要があるのではないかと思う感じがしておられます。

それには当然連合会は直接的に関わるわけですが、そういうところだけではなくて、それぞれの多様化に対応した形での単協の個性というものを持ち出していくことで、府県から視察がくるような良い農協をたくさんつくり、その上でお互いに良いところを取り合いつらうような仕組みをつくつねづねだと思います。

今日この研修会を主催している北海道地域農業研究所というのはまだだと聞いていますけれども、そういうつなぎの役割を益々發揮していくよしなどになればと思つております。以上で報告を終わらせたいと思います。ありがとうございました。

WTO・FTA下における北海道農業のあり方

北海道農業協同組合中央会 副会長

山口 義弘

本来私は農協の話をしなければならないわけですけれども、「WTO・FTA下における北海道農業のあり方」を主題に、北海道の水田農業についても時間があれば一寸触つて欲しいというのです。私は全く時間が限られた時間お付き合い願います。

一、WTO交渉の経緯

昨年はメキシコ・カンクンでのWTO閣僚会議がありましたが、私は全中のWTO交渉対策団の一人として、ホクレンの矢野会長、北海道信連の細野副会長、厚生連の小山副会長共々出かけました。それぞれ各との農業団体への働きかけ、また党、政府との三者懇を通じて一体となって、日本提案であります関税上限の設定、関税割当の拡大の反対ということです。これがしつかり実現されるよう、微力ではありますが日本政府の交渉の後押しをしたわけです。

日本は年間三五〇億ドル強もの農産物を輸入する世界最大の食料輸

入国にして、平均関税率も一二%と極めて先進国でも低いということです。すでに十分自由化されているわけです。一体この上向を買えといふのか、昨年メキシコ・FTAの決裂のあと、APEC（ハイペック）終了後ですけれども、ハイムミニスター小泉さんが「農業鎖国論」ということでこれが報道されまして、大変問題になりました。私ども北海道農協中央会としても、全中を通じて官邸に厳重に抗議をしました。それに対して「あれは眞意ではない。構造改革をしつかり進めてほしい」といふことです。例によつてとぼけた福田官房長官の回答でした。私は財界の意を受けたまさに小泉さんの眞意であると、勝手に理解しているわけです。いずれにしても、JCA内のようにカンクンでの閣僚会議は決裂したまま閉幕しました。やれやれというところですけれども、新rozendo農業分野や投資ルールを巡りまして、アメリカ、EUの先進国と発展途上国がするごく対峙しまして合意に至らなかつたわけとして、解決までかなりの時間がかかると思われます。新たな諸日程の確定、仕切り直しをしますけれども、新しい「ラウンド目標」〇〇四年末といふこと

山口 義弘（やまぐち よしひろ）氏



1945年 北海道に生まれる
1965年 帯広畜産大学草地別科終了
以後酪農業に従事する
1973年 豊頃町農業協同組合理事就任
1994年 ノルマニ代表理事組合長就任
1999年 北海道農業協同組合中央会副会長就任

ですけれども、ほんとうに絶望的であつたと思います。再開のメドは立たないと思います。いろいろありますけれども、アメリカの大統領選挙、EUの大臣選挙後の平成十七年以降というのが大方の見方のようです。ただ、ちょっと心配なのは、議論のベースが、メキシコ開原会議でテルベス議長が示しました第三次案にすべきであるという意見が国際的な主流で、楽観できないのです。

閣僚宣言三次案には、関税上限の設定に一部例外品目を設けるということがカッコ付きで設けられたわけです。この話はバアになつてゐるわけですが、これども、この例外品目がじく限られた品目では北海道は困るわけです。じく限られたところのは訳しますと、「ではないのですが」など「いいじくあります」というふうなことです。米が当確、小麦も当確という話題も出しておりましたけれども、米・小麦・脱脂粉乳・バター・テンブン・雑豆・砂糖、「これらいわゆるきわどい意された高関税品目」ももちろん大切さがゆえに高関税品目ということがありますけれども、どちらも大変に高関税品目ということがありますけれども、どちらも大変に高関税品目といふところにできないのです。

国内的には今お話ししましたように米さえ守れはとうのが、全中も農水省も政策活動も含めて、そんな雰囲気が強いというわけです。けれども、私ども北海道については酪農・畜産・畑作も米に劣らず重要でして、北海道は食糧基地といわれていますけれども、充分なる配慮が欠かせないわけです。せいぜい複数品目とされる一部例外扱いで、絶対に妥協できないというのが本音です。

カンクンでは農業分野で世界の人口の半分以上を占めるブラジル・イノニア・中国など二十二カ国、GATTと書いておりましたが今は一〇カ国、GATTですけれども、これら途上国グループがアメリカ・EUの国内の

輸出補助金を巡って激突して、がつかり回りに組みでね回りに一步も引かないとこないう状況です。そんな中において、私も日本はスイス・ノルウェー・韓国などとともに、関税上限の設定や関税割当の数量拡大の阻止に向かってしっかりとアピールしたわけですけれども、支持はまつたく広がらないといふことじ、本当に孤独だなという感がしました。これだけの先進国で、圧倒的な輸入量があり自給率が非常に低いのは日本のみで、仲間は極めて少なく、一生懸命頑張った割には存在感がいま一つじ、いずれにしても自由化への圧力は強まるばかりです。

交渉が一頃挫したといふことじ、若干ですが日本に時間が与えられたことも確かです。自由化に備え、やる気のある扱い手を中心として足腰の強い農業をじいやつと築いていくのか、価格支持政策の見直しも含めまして、直接支払等の話もあります。足腰の強い農業をしっかりと育てていかなければならぬわけです。早急なる国内対策の構築に向けて、私どもジャグラー北海道としてもきつたり議論をして準備を急ぐ必要があると思つてゐるところです。時間はあまり残されていないわけです。そういった勢い次第でれども、一〇〇年、一〇〇年の大計です。諂ひことなく現実を直視しながら、内的対応もしっかりとしていくことじです。また、日本提案の実現に向けて粘り強く交渉にあたれるよう、内外の理解獲得の運動も進めていくつもりです。

一、FTA交渉は農産物取り扱い方針の再確認をベースに

A交渉に本腰を入れる構えですけれども、じ案内のように必ずしもスマーズにいける状況ではありません。先行してくるメキシコとの自由貿易協定は農業問題で難航しておきました。韓国とは十一月二二日に第一回目の政府間交渉が行われました。対フィリピン・マレーシアなどの政府間交渉も行つてますが、首脳同士で合意されました。年が明けて動きが始めるようです。

私どもが要請を通じて感じますことは、農産物の取り扱いの方針をきつかり再確認するじことが必要だとじつじじ。もつと言わせてもらひえば、この日本に本当に農業が必要だとじつ国民的合意がなされているのか、本書の部分で国にじつかりじした答えを求めるのです。確かに食料・農業・農村基本法で自給率目標も含め、考え方は明記されていることは間違ひないわけですが、東京発の全国紙、メディアの状況を見ほすと、じの垂れ流しの報道は私ども農業の存在、農家の誇りをも否定するものにして到底許されるものではないわけです。FTAの中にあります、国内農業に悪影響が出ないようじじつじじ、完全撤廃の例外品目をじつかりつづらなければならぬじと思つておりますし、実際にメキシコとの交渉の焦点であつた豚肉の扱い、譲歩を求める動きも再燃しきております。油断は許されないわけです。

じのように個別に予定されています様々な自由貿易交渉で、少しすつ自由化が進んでいくのではないかじじのじくの強い懸念を持たれる見えないのです。この際、昨年八月に示した農産物の取り扱いに関する基本方針の今一度の再確認じじじじじ、これらの流れに対しての農家の不安を払拭すべきであると思ひます。WTO・FTA進展必至じつ流れの中で、政府内には見返りの国内対策を手当すればよじつける

当面の焦点は、じつじつた流れでFTA交渉に移りました。国はFTT

が大きくなつてきています。私は関税を撤廃する替わりに国内農業対策を講ずるという意見には基本的に反対です。明快に国内農業を守るというスタンスを貫いておりますEJHも見習わなければならぬと思います。EJHは確かに自由貿易協定がかなり進んでおりますけれども、国内対策と引き換えに関税を撤廃しているということではなく、主要な農産物は関税撤廃の例外扱いということです。私どもが反対するのは、

国内対策によって輸入の拡大が一時阻止できたにしましても、相手国から貿易の拡大がされていないということで強い批判を受け、いずれ輸入拡大が避けられないということは目に見えているわけです。少なくとも、重要品目は関税撤廃の例外扱いということは絶対に譲れないのです。

間もなく政府間交渉が始まるタイ・マレーシアなどは、砂糖・デンブンを持ち込みたいというところだと思います。地域の特産品は、全国的な足並みが揃わないと運動面での弱さが免れません。それだけに、例えば日本ならば九州・沖縄などの産地同士がしつかり手を結んで、犠牲にならざるを得ないよう、働きかけを強めていかなければならないと思っております。また自由貿易協定では、農産物の関税とともに検疫制度を堅持する必要があります。特に ASEAN 諸国の輸入品につきましては、農



薬の残留、抗菌性物質の残留、大腸菌や腸炎ビブリオ汚染などによる輸入禁止や廃棄、積戻しの事例が輸入量の増加に伴いまして増えてきております。口蹄疫の非洗浄国でもありました。食品の安定性確保のために動植物の検疫制度の堅持は絶対に必要です。

ASEAN 諸国とのFTA交渉では、農産物とともに看護師・マッサー・ジ師の就労問題もありますけれども、昨年十一月の総合規制改革会議は農業・医療・労働分野での加速的な規制緩和、改革を提言しております。こうした国内制度改定とWTO・FTAの交渉は、平行して進められており、このように急速な自由化への流れに対応すべく、今、食料・農業・農村基本計画の見直しが急ピッチで進められています。新たな経営安定対策を必要とするわけは、WTO交渉では、EJHが最低でも一五%の関税引き上げを提案しておりまして、我が国もそれを支持したという経過がありました。関税の緩やかな引き下げは避けられないということで、未来永劫今の高い関税壁を守ることはできないうことのも現実の問題です。

また、牛肉の関税、いわゆる牛闘、小麦のマークアップ等も削減されるということですので、現行の品目的経営安定対策の財源、これらはこのから向かっているわけであります。これの財源が減少することは政策展開にとり大変なことで、関税壁や関税収入に換わる新たな経営安定対策が必要であるという所以です。これは消費者でなく、税金ということことで国民からダイレクトでいたゞくという流れになるわけです。我が国は、価格政策で最も積極的に農業保護削減に取り組んできています。

農業保護はJPA交渉で合意された以上のスピードで削減が進みました。

農業保護水準は、削減目標の一九%まで減少をしております。他の先進国からみて極めて早くやってしまったということです。ただ、残念ながら必ずしもこのことがそのように思われていいないと。農業はけしからんと言われているといへば私どもの悲劇といへじと、わざと日本はバカ真面目なような気がします。

アメリカは価格支持政策など黄色の政策を温存するといへじと、WTO規律で許された政策は徹底的に使い、許されていない政策も上手にずるくしたたかに使うといへじとです。こういった極めてするいというか、巧妙だといへじと、國益を重んじる、自國の農業を大切にするアメリカに我が國はやつと学び、削減対象の政策であつても、WTOの約束の範囲内であれば最大限に利用すべきだと思っております。

さて「経済財政諮問委員会」「総合規制改革会議」などの一連の政府機関の論議では、農業や農協問題を俎上にあげることに躍起になつております。背後に財界のフレッシュナーがあることは言ひまでもありません。「特区」という離れ技を持ち出して、株式会社の農業参入、農地取得に突破口を開こうとしております。常々私は主張しておりますけれども、財界が攻撃するような耕作放棄地があるとは認めておりません。農業の収益性が低下したがゆえに、「これは耕作放棄地ではなく耕作不適地が増えてきた」ということだと思つております。もし農業が儲かつて未来永劫間違いないと大企業の方が言い切るのであれば、背広を脱きネクタイを捨てて汗にまみれて農作業をやってみたいよ」と思います。土地は、苦小牧東部地区という広い耕作適地があるわけですから。そんな心境です。国のFTA締結に向け盛んに圧力をかけている財界の動機も同じで、

貿易は相互主義が原則です。自動車や電気製品を買つてもうつかわりに、農畜産物を入れるしかないといへじ相も変わらない短絡的な発想で、投資や工業製品の自由化の取引材料に農業が使われるといへじとですと、「新農業基本法」に掲げられました自給率目標の四五%はいつぶんに吹つ飛んでしまうわけです。腰のふりついた農業政策を何としても立て直してもらわなければならぬ、本当にそんな気が國にあるのかどうか今一度真偽を確かめたいと思ひます。

繰り返しますけれども、メディアの報道のしかたはまったく許せません。極論ですが、農業は今存続できるかどうかの剣が峰に立たされているわけでして、農業が我が國から消えてしまつてよいといへじとあればかまわないのですが、「食」の安全保障はいかにあるべきかという観点から、深い洞察に立つた報道を期待したいのです。

二、経営安定対策の追求と 内外価格差の原因精査

一連の自由化の見返りで、いへじた政策課題に対しても経営安定対策が急浮上しているわけでして、価格は市場に任せて市場価格の変動を緩和するだけといへじ現行政策のいき方はすぐにお米で経験したよじに、趨勢的な価格下落といへじ傾向に対しても下支え機能をほとんど持ちえないといへじのが事実です。残念ながら我が國の農畜産物の内外価格差は大きいといへじことで、仮に関税壁壇が崩れますと、最低の価格水準を補填する措置がなければ農家経済の崩壊は間違いないわけです。現段階で関税引き下げを容認するかのごとき運動に方向転換するわけにはいかな

いのです。容認できないのは、農業にとって最悪の取り引きになりかねないと直感するからです。たとえ重厚な経営安定対策が仕組まれたとしても、長期の目で見ると（壁が低くなる）。海外からの圧力が高まり国内の低価格志向のニーズと相まって、生産はどんどん縮小均衡へと追い込まれる」とは必至です。それでは生産の拡大マインドが吹き飛ぶということで、「はる、そうですか」というわけにはいかないので。自給率ゼロの世界になってしまつよいな気がします。

「カッブリング手法の所得直接保障制度は、ほとんど各政党が政策としていたわけだし、そのようにもう流れが決まっているかのような雰囲気もあります。私はこのことを全否定するわけではありませんけれども、安易に踏み込むには大きな戸惑いがあります。」ことに私も北海道では、これまで一生懸命、生産性向上、コストダウンに努力に努力を重ね、農家はそこに生き甲斐を見出しきたわけで、そこによくある扱い手の存在のすべてがあるわけです。直接補償はややもするとその努力をスポイルし、専業農家の間に意欲の面からモラルハザードを起こしかねない」とを危惧するのです。面積当たり

くらとうつかつての休耕奨励金、どれほどあの政策の中で農家の心が休耕されてしまつたか、私はそのように思つております。私たち農民は多面的機能を維持するための存在ではない。「飯が食べられないから」といつて厚生労働省から生活保護をいただくような情けない存在にはなりたくないのです。その前にやるべきことはあります。



まず、内外価格差の原因がどこにあるのか徹底的に精査すべきだと思います。我々農業者だけの責任ではなく、現在の食品が高いということには流通などいろいろな要素があります。我々農業者の努力目標をきつちり明示をするということにして、それでも残る内外価格差相當に關税障壁をしっかりと確保して、なおかつ国内的には価格の下支え制度を一度再構築するといったことが必要ではないのか。残念ながら、流れはどうもそのようではありません。関税を無くし、自由化を決定してしまうといつて、「カッブリングだけで日本農業が守れるなど、私に言わせれば詭弁中の詭弁、野中さんの毒まんじゅうの話より悪いということです。ただ、今議論を避けられないこともありますし、私も北海道の畑作農業の中で畑作地帯に着目した輸作、このことに思いをいたして品目横断的な所得安定対策、農林水産省の官房企画課の中で議論がかなり進んでおります。」この手法についても検討委員会の中で道の西山次長さんも参画しているわけですから、これに対して受身でなく私も生産現場の視点からも書き入れと積み上げしていくことについて、午前中の畑作対策本部委員会で確認したばかりです。

私も北海道が生んだ最高の代議士、中川經濟産業大臣は昨年の秋までは日本の農業を守る盾の責任者といつて、自由民主党の農林水産物貿易調査会の会長でした。内閣改造で今度は經濟産業大臣といつて、お父さんを超える政治家になるといつてふうな気もしますけれども、まさにこれは輸出産業の矛の責任者です。「矛と盾」、矛盾です。地元十勝としましても、經濟産業大臣になったことは、嬉しくもあり、我々農業界にとって大変心配も大きいわけで、これも矛と盾、矛盾です。はてわんぱくたいくなるのか、大変なことです。

四、今後の運動展開で 合意形成の確立を目指す

これから運動の展開ですけれども、第一は、関税上限の設定を阻止するところです。できないならば、せめて緩やかな関税引き下げを勝ち取ってきたいということです。第一番目には、マークアップ（牟）なり内税率の削減により関税収入の減少が予想されるわけです。それに代わる恒久的財源の確保をしつかり求めていくということです。第三にはWTO規律であります黄色の政策やミーティングの政策でも、約束の範囲なり最大限に利用するよう国に強くお願ひしていると思うております。

第四には、「最初」として全体を通ずる課題ですけれども、国民の理解を得ることと思います。ことに新たな経営安定対策を導入することとなります。国民の幅広い合意と理解が欠かせないわけで、今まで様々な形、場面をつくり運動してきましたけれども、さらに合意・形成に向けて努力を重ねていきたいと思います。そのためにも安全・安心な農畜産物づくりを徹底することにより、国産農畜産物への支持を拡大していくことが我々の原点であり目的達成への近道であろうと思うのです。

WTO・FTAの話、北海道の農業のあり方というテーマから少しすれた話になってしましましたけれども、現時点での情勢、私の考え方をお示ししました。

五、北海道水田農業の課題

次に、事務局の命令ですので北海道水田農業の課題についても若干触れさせていただきます。北海道の水田農業は、転作を含む水田面積が二五万㌶です。このうち四七%にあたる一一万七千㌶が水稻作付面積で、半分以上が転作となつてしまして、北海道の畠地面積の三〇%程度です。しかし、水田農業の経営構造は農業経営の基盤である農地・扱い手の脆弱化に加えて酪農や畑作農業よりも生産性が低いところとて、所得もこれに右倣です。しかもこれらを負担する転作物の品質や生産性も低いといふことで、これらのことは約三十年以上続いていました。生産調整助成金が地域農業の問題底を先送りしてきたこと。このことは否めないわけです。その助成金も削減されてやがてなくなるわけですけれども、どうもこのことについてはきちんと入っていないようだ。このままでは北海道の水田農業は衰退の一途を辿ることは必至です。

この四月から「米政策改革大綱」に取り組むわけですけれども、今後は売れる米づくりということだ。これらに産地を誘導しまして、地域水田ビジョンの策定、これが現地の裁量で取得可能な産地づくり対策交付金がつくられました。しかし、従来の生産調整助成金水準と比較してみると七割程度です。最大のピンチを迎えているわけですけれども、先送りにしてきた地域の問題を、客観的に把握して対応することが、極めて重要な時を迎えているわけです。その意味で、地域の裁量で使えるというこの交付金、地域農業水田ビジョンのこの実践が十六年度から行われるところは、この水田農業の構造改革をしつかり取り組む上での最大のチャンスと受け止めなければならないのです。そのため、新規参入者あるいはパートナーを含めまして、新しい就農者の促進や作業受託組合、コントラクターの活用、JA出資型法人を含めまして法人化など多様な担

い手を確保するとともに、地域農業システム化によりまして効率的な生産体系の確立を取り組む必要があります。

実践する形態としては担い手経営安定対策の要件で、せめて一〇㌶以上の担い手型経営体、将来は一五㌶と言つていいわけです。もししくは、現時点での一〇㌶以上の地域営農集団、これを全Ѣで早急につくるということを、先の道米対（北海道農協米対策本部委員会）で自ら決定しているわけです。今後米の消費量は、益々減つていくと。間違いありません。二十二年には、平成十三年と比較して、今後北海道の耕地面積に匹敵するよつた一〇～三〇万㌶の転作強化が必要であるといわれているのです。一方、この間水田農家の減少、中山間地帯を中心米の消費減少と同等の過休農地の拡大が残念ながら見込まれるといつことです。これらのことば、逆を返しますと、北海道で売れる米づくりをしつかり実践できれば、平場地帯の水田を中心に水張り面積はしっかりと確保されるといつことにもなるわけです。とはいながら、またも言い換えれば、売れる米づくりを行つても北海道における復田の可能性はまだないと。いづれども、現行の転作面積は少なくなりないといつことです。

さらに、主な転作作物の需要緩和が必至として、これ以上の面積拡大は困難です。畑作専業地帯に対する影響もあります。その点からもしっかり消費者ニーズに応えた売れる米づくりが必要で、今後は用途別生産販売の徹底と道内食率の向上、それをおいしますと私どもの十勝は数字が小さじといつことで、しつかり怒られたわけですが、生産者自ら道内食率の向上に努めていかなければならぬし、また自治体の皆さんにもご協力を願わなければならぬと思つております。生産者自ら抛出して、道の試験場と連携しつつ、新潟コシヒカリに負けない米を作る

といふことを唱つてしまひました。栽培技術の確立と合わせてしつかり取り組んでいかなければならないわけです。今後三年間は、ランキンクの成績に基づいて、売れる米づくりに努力している産地に、米の产地移動を行つていくという方針です。また、主要な転作作物の反収・品質も残念ながら低水準ですので、このことにつけてもしつかり基本技術を守つて、畑作並みの生産に取り組む必要があります。労働力の問題、過休農地を出さない土地利用を踏まえますと、水田地帯における和牛繁殖などもいよいよ考へていかなければならぬわけです。

今年は不作で米価が高騰しまして一俵二万円を越えるといつことだ、不作を補つて共済金も貰つたので、やれやれなんて思つてゐる農家の方も若干いると聞きました。昨年の七月頃までは十三年、十四年産米をいかに販売するかといつことに頭を痛めていたのが、今回の不作でその課題が解消したといつだけの話です。この価格が今後とも続くわけはまったくありません。一〇キログラム当たり、四十五千円を越えますとかなかが卖れないといわれております。この価格が北海道米の販売価格となりますが、生産者の手取り価格が一俵一万五千円といつことが想定されます。従いまして、当面はこの水準、一俵一万五千円以下の稻作コストを削減する。こつらつた経営体の育成が必要だといつことです。今年は高いといつこと、異常だといつことを肝に銘じて水田農業の構造改革を取り進めることが寛容だと想います。何より高齢化による労働力の脆弱化の問題もあります。この対応をも農家としても努力を図つていかなければならぬと思つております。

食料は国民の命の糧です。自信を持つて、共に良い汗を流したいものですね。ありがとうございました。

九 ケ月ほど前に、離れて住む息子の家族が我が家に遊びに来ました。土産に小型のガラスの水槽と付属のなにやらの装置、それに熱帯魚のグッピー（メダカの近縁）一〇数匹を持参してきました。「これはジイチャンに。」という孫からのメッセージ付きで。

な

なんのことかと聞いてみれば、一年ほど前に
孫（男児）が欲しがったので、両親は教育的見地（理科教育・生き物との触れ合い）から飼育してはみたが、その管理の手間が大変で引き取
り手として、比較的暇そうなジイちゃんに白羽の矢が立つたとのこと。

孫

孫に大甘の私としては、田原を下げて「よし」となりました。よしジイチヤンの部屋に置いて行きなさい。」となりました。ところがはじめには簡単に考えていましたが、これがなかなか大変なものだと判つてきました。「なに、簡単なものさ。水槽に水を張つてそのグッピーとやうを泳がせておけばいいのさ。」と思ったのです。幼少のみぎりには、露天ですくつてきた金魚、近所の小川で釣つてきた小ブナを飼育した経験は豊富です。サカナは皆同



禿老兒

じものだと。しかし、水槽に付いてきたのは濾過装置、曝気（エアレーション）ポンプ、水中ヒーターなど、更に専用えさ、水質中和剤、酸度チェックペーパーなど昔の経験では無かつた（使ったことがない）ものばかり。そこで慌てて本屋に走り、「熱帯魚・グッピーのやさしい飼い方」を買ってきました。何故そうしたかと言えば、「ボクの可愛がっていたグッピーをジイちゃんが殺してしまったあー」という事態は避けねばならぬという想いだけ。

のマニヨアル本をよく読むと、グッピーのみならず熱帯魚というのは、①飼育に適した水質（魚種に適した酸度、硬水・軟水の区分、汚れていない水、酸素を適度に溶存）、②飼育に適した水温（おおむね二三〇から一五〇）、③適切な飼育密度、④適切な光線管理、⑤魚種にマッチした飼料、⑥好適な魚種組み合わせなどの留意事項をキチンと守るべきことが記されていました。これは大変なことだと思いました。せめて、家内と一緒に（と言つても結局は家内任せ）飼うのないと思ったのですがテキはこわいの意図を見破り、「私はタッチしませんからね」と冷たい言葉。そこでハラをくくつて及



Tea time ティータイム

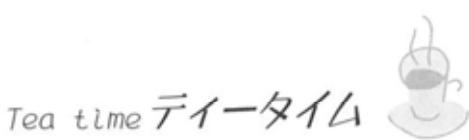
水槽ワールドにはまる

はぬまでも独力でチャレンジすることにしました。

大 変なのは水質管理、早い話が水槽の掃除と水交換（三三〇でカルキ中和済みのもの）を五～七回とに二分の一から一分の一量程度交換するのです。注意していく大事なサカナを排水孔に流してしまつたり悪戦苦闘でした。つい先日も残り少くなつた「ヤマトスマエビ」を・・・。

引 き継いだグッピーは、色も多彩で尾びれも様々、アルビノ種もいる上に繁殖も比較的容易でシロウト向きだとされていますが、不思議なもので水槽のグッピーだけを眺めていると何か物足りないのです。この中に「他の種類の熱帯魚もいる」と変化があつて面白いのだがなあ」と。そこで虎の巻（マーメイド）をひととくと、「グッピーと混泳させても良い魚種」という項がありました。

いろいろいたのですがナマズ目で「コワドラス」というのが目に着きました。特徴は「穏和で丈夫、体型はズンクリ型で水槽底部の餌を好んで食べる」ので掃除屋として好適」とありました。まさにピツタリのやつ。早速ペットショップに走つて四種八



代エジプトの壁画にも描かれているとか。

夜 遅く帰宅すると人影を察知して餌をねだつて乱舞（大きすぎるかな）しますが、その後私と彼らの対話の時間となります。なに私が水槽の前で独り言を言つているだけなのですがね。考え方によつては気持ちの悪い光景かも・・・。



水 槽の我が仲間を見て感ずるところがありまます。狭い水槽の中も一つの「社会・ミニマイティ」なんですね。食欲、性欲（というか子孫を残したいという本能）、支配欲（組み合わせて多種

匹を購入（ちなみに@は五〇〇円から八〇〇円）、水槽は賑やかになりましたが、よく考えると「水槽が小さいな」。それで思い切つて比較的大型の水槽を購入。しばらくして「水槽の割にサカナが少ないな」ところで、今は大小二つの水槽に一〇種四十匹の大ファミリーとなつてしましました。まさに「水槽ワールド」にはまつてしまつたのです。その中の自慢の変わり種は「逆さナマズ」、裏返しになって泳ぐという奇妙なやつです。ちなみに古代エジプトの壁画にも描かれているとか。

を攻撃しないタイプのみにしていても) という基本的な生存に関わる本能と環境との調和の中で生活が展開しているのです。

ま た、人間の個性とは違うのですが、例えば上層部をヒラヒラ優雅に泳ぐグッピー、敏捷に餌に突進するセブンターフ、一瞬たりとも群れを離れず常に同方向に頭をむけているネオンテトラ、せつせと水槽の底のこぼれ餌をあさっているコリドワス、びつたりとガラス面などに張り付いている忍者のようなブレコ、底の砂に潜んでいるクーリーローチ(ドジョウの仲間)、夜活動するヤマトヌマエビなどそれぞれ固有の習性・行動パターンを持つています。見飽きることがあります。一度、逆さナマズの身になつてみたいません。一度、逆さの視点から見ると新たな発見があるかも知れませんね。我々も一度常識というメガネを外して周囲を見回すことが必要なのでしょうか。

そ れから、水槽の水交換は決して、どんなに快適な水質に調整したとしても、全量交換

しては駄目だと言われていますが、思えば我々も生活環境・条件が激変するよりも移行期間を経た方が新しい環境に順応しやすいのではないか。農業をめぐる諸問題にしてもそれは当然の帰結だと考えられます。

水質悪化に関する感度(センシビリティ)も考え方で

た。我々は、いつのまにか環境が悪化してもそれに対する耐性を後天的に獲得してしまって、鈍感になってしまっているのではないかと考えさせられます。かつてはあまり話題に上らなかつた様々なアトピー・アレルギー症の増加は、このような我々に対する警告を受けとるべきでないでしょうか。

ま た、水槽ワールドでも人間社会・組織と同様にそれぞれの役割分担が行われており、この調和が保たれている限り「ミニーティーは平穀ですが、どれかが突出するとバランスが崩れ様々なる問題が噴出します。「一極集中」とか「一国支配」などという事態はやはりアノーマルではないかなどと水槽を前にして独白をしています。

月例研究会（二月実施）報告

中国農業部の黃連貴氏は、北海道大学農学部協同組合学研究室の招へいにより、一〇〇四年一月八～一四日の日程で来道した。日本への訪問は今回で三回目であるが、これまで長野県をはじめとする府県の農協視察であり、北海道の訪問は初めてであった。黃氏の所属する農業部農村経済体制および經營管理司は、農村合作經濟經營管理センター（日本農水省の協同組合課に相当）を前身としており、現在中国の農村合作經濟組織に関する指導機関である。

中国の農村合作經濟組織は一九八〇年代初頭の設立以来、一〇数年が経ち、目覚ましい発展を遂げてきたが、様々な問題も抱えている。最も大きな問題は、未だに農村合作經濟組織に関する法律が整備されていない点であり、農村合作經濟組織がトラブルに巻き込まれたときに、いつも不利な立場に立たされてしまうことである。特に、WTO加盟後、農業事情が大きく変化するなかで、農村合作經濟組織の法的位置づけが焦眉の課題となっている。一〇〇四年の中央「一号文件」（最も権威のある政令）は「農村合作經濟組織法」の制定を方針として打

ち出した。農村合作經濟組織の整備と指導を従事してきた黃氏は、大臣官房の職を投げ打って、現在の職場に復帰し、積極的に農村合作經濟組織の充実のために力を尽くしている。

今回来日の最大の目的は、「農協法」の制定に向けての日本の農協に関する調査・研究である。訪問期間中、黃氏は北農中央会、ホクレン、JAぐりやまを訪れ、農協の機能や法律に関する調査を精力的にこなした。特に、JAぐりやまでは、分厚い農協の定款や例規集をプレゼントされ、大変満足な笑顔を見せてくれた。帰国後には彼も所属する農協法制定のためにプロジェクトで今回の調査の成果を報告し、農村合作經濟組織法の制定に力を注ぎたいと述べていた。

黃氏はまた、北海道地域農業研究所の月例研究会で「WTO加盟後の中国の農業と農協」というテーマで報告し、道内の農業関係者に盛りだくさんの情報を提供した。

（北海道大学大学院助教授 朴 紅）

WTO体制の中国農業政策の変遷

中国農業部農村経済体制・經營管理司 処長 黄連貴

■はじめに■

二十一世紀に入り、中国の農業は新しい段階に至っている。第一に、中国における農産物の総生産量はバランスがとれている。農村市場が徐々に開放され、統一市場が形成され、市場によって農業の発展と資源配分がコントロールされている。第二に、WTOへの加盟によって、中国農業は国際市場とリンクするようになつた。これは日本を含めた諸国・地域との農業協力において、新たなチャンスと空間を持つようになったことを意味する。このことは、中国と世界の農業発展にとって重要な出来事である。中国共産党第十六回代表大会は、このような新しい局面に対し、中国の農業発展のためにいくつかの戦略を立てている。その基本は、都市と農村との社会経済的発展を総合的に考え、農業の近代化をはかり、「小康社会」(裕福な社会)を全面的に築き上げることである。以下では主要な六点について述べる。

黄連貴 (Huang Lian-gui) 氏



1957年 中国北京市生まれ

北京農学院（現中国農業大学）卒業

1983年 農業部入省

「全国農業生産コスト調査および検証」の責任者

「農民專業合作社およびアグリビジネスの指導プロジェクト」の責任者

2001年 農業部大臣官房室 副主任

2002年 農業部農村経済体制・經營管理司
処長 現在に至る

畜産業の内容をみると、豚肉の割合は一九九八年の六七・九%から二〇〇一年の六六・一%に減少し、牛肉と羊肉はそれぞれ同八・四%、四・一%から同八・七%、四・六%へと増加している。また、牛乳の生産量も同七四五万㌧から同一・一三〇万㌧へと五〇・六%の増加を示している。

(2) 農産物の品質向上への取り組み

水稻については、南方地域の早稻水稻の品質はこれまで評価が低かつたが、近年では積極的に品種改良を行い、優良品種の栽培面積を拡大した。そのため、二〇〇一年には優良水稻面積は三八七万㌶に達し、全国の水稻面積の六六%を占めるようになった。そのなかで、江西省、湖南省、広東省と広西壯族自治区において主産地形成が行われている（全国の七八%）。小麦については、優良品種の小麦作付面積は七一七万㌶で、全国の三一%を占めており、主に河北省、山東省と河南省が主産地である（全国のおよそ五〇%）。

また、良質のトウモロコシと大豆は東北部に集中しているが、それ全日本の作付面積の四一%と六三%を占めている。最後に、高品質の菜種トイモ類については、それぞれ四七三万㌶と三三三万㌶であり、全国の作付面積に占める割合は六一%と三三一%である。前者の主産地は江蘇省、湖北省、湖南省、四川省である。

(3) 主産地の形成

主産地の形成は、あくまで地域資源の有効利用を前提としているが、主に二つの用途をもつていて。第一は、国民の生計に欠かせない主要

表1 農作物の総播種面積および構成

| 年次 | 農作物の 総播種面積 (千ha) | 比重 (%) | | | | | |
|------|------------------------|--------|-----|-----|-----|------|-----|
| | | 糧食 | 油料 | 綿花 | 糖類 | 野菜 | 果樹園 |
| 1985 | 143,626 | 75.8 | 8.2 | 3.6 | 1.1 | 3.3 | 1.9 |
| 1990 | 148,363 | 76.5 | 7.3 | 3.8 | 1.1 | 4.3 | 3.5 |
| 1995 | 149,879 | 73.4 | 8.7 | 3.6 | 1.2 | 6.3 | 5.4 |
| 1996 | 152,381 | 73.9 | 8.2 | 3.1 | 1.2 | 6.9 | 5.6 |
| 1997 | 153,969 | 73.3 | 8.0 | 2.9 | 1.2 | 7.3 | 5.6 |
| 1998 | 155,706 | 73.1 | 8.3 | 2.9 | 1.3 | 7.9 | 5.5 |
| 1999 | 156,373 | 72.4 | 8.9 | 2.4 | 1.1 | 8.5 | 5.5 |
| 2000 | 156,300 | 69.4 | 9.9 | 2.6 | 1.0 | 9.7 | 5.7 |
| 2001 | 155,708 | 68.1 | 9.4 | 3.1 | 1.1 | 10.5 | 5.8 |

な農産物であり、第一は国際市場での競争力の高い品目である。前者の品目は、小麦、大豆、トウモロコシ、水稻、綿花、甘藷（さとうきび）、オレンジ、リンゴ、豚肉、牛乳、牛肉、羊肉と水産品である。これらした品目を地域資源や実績という要素を考慮したうえで、優位性をもつ地域に主産地形成を図っている。品目ごとの対策を示すと以下の通りである。

- ① 小麦については、軟硬度にしたがって差別化を図っているが、黃海・淮海と揚子江下流域および大興安嶺山麓に大規模栽培団地を建設している。
- ② 大豆については、「高い搾油率と反収および低コスト」が著しい東北部を産地として指定している。
- ③ トウモロコシについては、加工用に重点をおく、東北平原および黃淮平原に「加工用トウモロコシ栽培地帯」を指定している。
- ④ サトウキビについては、糖度と反収を高め、加工を強化する戦略を立て、南方甘藷地帯を形成している。
- ⑤ ミカンについては、食用と加工用を同時に重視することによって揚子江上・中流と江西南部・湖南南部に二つのミカン産地を形成している。
- ⑥ リンゴについては、渤海湾と黄土高原に主産地形成を図っている。
- ⑦ 畜産については、中原地域は肉牛、東北部と西北部は肉牛と肉羊、西南部は肉羊地帯として育成している。
- ⑧ 飼農については、東北、華北および北京・天津・上海の三大生乳供給地を建設している。
- ⑨ 水産については、東南沿海地域と黄海・渤海の養殖地帯および

表2 牧畜業、漁業の主要品目の生産量

単位：万t

| 年次 | 肉類 生産量 | うち | | タマゴ | 水産品 総生産量 | 海産物 | うち | | 淡水 作物 | うち 養殖 |
|------|-----------|---------|----------|---------|-------------|---------|---------|----------|----------|----------|
| | | 豚肉 | ミルク 類 | | | | 養殖 | 淡水 作物 | | |
| 1996 | 4,584.0 | 3,158.0 | 735.8 | 1,965.2 | 3,288.1 | 2,012.9 | 763.9 | 1,275.2 | 1,099.0 | |
| 1997 | 5,268.8 | 3,596.3 | 681.1 | 1,897.1 | 3,601.8 | 2,176.4 | 791.0 | 1,425.4 | 1,236.7 | |
| 1998 | 5,723.8 | 3,883.7 | 745.4 | 2,021.3 | 3,906.5 | 2,356.7 | 860.0 | 1,549.8 | 1,321.4 | |
| 1999 | 5,820.7 | 3,890.7 | 806.9 | 2,134.7 | 4,122.4 | 2,471.9 | 974.3 | 1,650.5 | 1,422.7 | |
| 2000 | 6,125.4 | 4,031.4 | 919.1 | 2,243.3 | 4,278.5 | 2,538.7 | 1,061.3 | 1,739.7 | 1,513.4 | |
| 2001 | 6,333.9 | 4,184.5 | 1,122.9 | 2,336.7 | 4,381.3 | 2,571.7 | 1,131.1 | 1,809.6 | 1,595.1 | |

揚子江中・下流の河蟹輸出地帯を建設している。

このように、中国政府は資源の無駄遣いのない産地形成を目指しており、その地域に適する農産物を栽培する戦略を立てている。

二、農産物の市場システムの整備

(1) 農産物の市場開放の継続的実施

これまで非常に保守的であった食糧と綿花の市場を含め全面的に自由化を行う。

(2) 農村市場の情報システムの再構築

農家と農業関連企業の要望に対応して、農産物市場の情報システムを強化する。これまで農業部内の情報関連の部署が定期的に農産物の情報を全国範囲で発表していたが、近年では中央レベルの下に、省、県、郷鎮のそれぞれのレベルに情報関連の部署を新設し、普及率の向上を図っている。全国の五〇%以上の市がサービス部署を設置しており、県レベルでは四二%、さらに郷・鎮レベルでは一八%まで普及している。

(3) 農産物市場システムの整備

中国の農産物市場は卸売市場と自由市場の二つに大別できる。卸売市場は全国的に四、三五〇カ所あり、年間の売上は三、四二〇億元

に達している。自由市場は全国的に八六、〇〇〇カ所あり、年間の売上は一三、〇五六億元に達している。

(4) 新しい流通チャネルの創設

具体的には、直販、チーン店の設置、先物取引とインターネット販売という新しい試みである。

(5) 契約栽培の普及

契約栽培は小規模の個別農家が圧倒的に多い中国の実情に適合的である。また、農業関連の情報伝達があまり発達していないところでも、各企業が直接農家と契約栽培を行うように政府は推奨している。そのため、二〇〇三年全国の小麦の契約栽培は三三三万haに、菜種の契約栽培の面積は一二〇万haに達している。

三、農産物の質的向上・安全性の向上

方基準は一六、〇〇〇項目、業種別基準は一、一〇〇項目にまで達している。そのうち「無公害業種別基準」(「無公害」は汚染されていないという意味)は一九九項目である。

(2) 安全基準にもとづく栽培の推進

中央政府では安全基準にもとづく栽培を積極的に推進しているが、実際には安全基準の制定が非常に困難である。なぜなら、個別農家の経営規模が非常に小さく、零細であるためである。このような問題点を解決するためには、圃場の集団化が必要となるが、その際、もちろん農家の生産責負制が不変であることを前提としなければならない。また、このような安全基準に基づいた栽培を推進する際には、農業技術の普及機関(政府系)、農業関連企業と合作社(農民サイド)の三つの組織を主な実施機関としている。先進事例としては、山東省をあげることが出来るが、省内にはすでにこのような生産基地が五〇カ所も存在している。

(3) 検査システムを強化する

中国政府は、食料の安全性について重要視してきたが、具体的な取り組みは以下の四点である。

(1) 農産物の品質基準の改定

中国的安全性の基準は、国家基準、地方基準と業種別基準の三つに大別される。地方基準は国家基準に基づいて各地方の実情に合わせて制定する基準である。二〇〇一年末現在、国家基準は四二〇項目、地

認証制度の創設としては、無公害農産物、「緑色食品」、有機栽培



に対する認証を行う機関を設けることである。各省の実績をみてみると、山東省では、一六七品目が無公害農産物として認証されている。安徽省では、八六品目が無公害農産物、一一三品目が「緑色食品」に認証され、さらに、三一、一〇〇件の茶畠が国際有機認証機関から認証を受けた。江蘇省では、一九五品目が無公害農産物、三二二品目が「緑色食品」に認証された。広東省では、無公害農産物の栽培基地が一二ヶ所あり、総面積は三・八万haに達している。河南省では、三六の無公害農産物栽培モデル基地を創設しており、およそ四〇企業の七五品目の加工品が「緑色食品」として認証を受けた。

有機農産物の認証について、中国では国際基準と国内基準と両方を併用している。国内認証機関としては緑色食品協会があり、国際基準と国際基準に基づいた国内基準にしたがって有機認証を行っている。このような制度の下で、中国では近年、「緑色食品」あるいは有機農産物の生産量が大幅に増加している。

政府がこのような一連の政策、認証制度を強化する一方で、農業関連企業および農家サイドでも食の安全性についての認識を高めている。特に輸出向けについては、厳しいチェック体制の下におかれている。第一に、大多数の輸出向けの企業は、自社専用の生産基地を持ち、基地内の農家に対して栽培技術、農薬の使い方等の指導を厳しく行っている。企業によるこれらの指導は、直接技術員を農家の庭先まで派遣して行うなどの徹底ぶりである。第二に、これと相まって、監督・検査体制もさらに強化されている。このような取り組みの中で、それその企業が独自に行うほかに、最近は連合会を設立し、定款、規定を制定して、企業のメンバーを厳しく取り締まる動きもみられている。

上海の例をあげると、野菜輸出企業を会員として「上海野菜輸出企業連合会」を発足し、国際基準に基づいてメンバーの企業から出荷する野菜を検査している。このような新しい取り組みを通じて、単なる野菜を外国に輸出するのではなく、外国の商社に中国の農産物はどのような過程を経て生産されたのかという安全性のアピールをするといつ宣言も行う必要がある。第三に、自己検査を行うことである。これは国際検査基準に従い、外国製の最新の機械で検査を行うということである。

国内市場でも、特に北京・上海・広州の大型スーパーでは、厳しい検査を受けた農産物を特別コーナーで販売するという動きも出ている。また、加工企業が直接スーパーと取引し、あるいは直販、直送、無料配達のようなサービスも行っている。

最近、消費者サイドの食の安全性に対する認識も高まっている。そのため、企業と農家サイドはこれまで以上の厳しい注文が付けられる予想できる。近い将来において安全基準に基づいた生産が当然なことになるであろう。

日本では、消費者、生産者ともに食の安全性に対する認識が高く、積極的に取り組んでいるが、日本と比べると中国の農民は素質や文化レベルがまだ低く、経営方式も遅れており、経営規模も零細である。そのため、中国政府はこれらの問題点をクリアしながら前進しなければならない。非常に困難なことであるが、頑張って克服するしかない。

四、農家所得の拡大対策

(1) 改革・開放以降の農家所得の動向

これまでの中国農業の大きな問題点としては、いかに食糧を増産するかという目標を掲げたにもかかわらず、実際には農家の行動とうまくリンクされていなかつたことである。中国農民の所得向上は、中国だけの問題ではなく、それによって世界の経済にも大きな貢献になると考えられる。先日行われた中国の第十六回全国人民代表大会（以下、全人代）では、二十一世紀の農業の目標を「小康社会」（裕福な社会）を築き上げることと定めた。実は、この「小康社会」を築き上げるとは、小平が一九八〇年頃に出したスローガンで、二〇〇〇年まで一人当たりの純収入を一九八〇年のそれの四倍（二、〇〇〇ドル／年）にまで引き上げるということである。この目標は一部の地域、特に一部の都市部では実現されているが、農家の所得については、目標を達成するには長い道のりが必要である。

改革・開放以来、農家の所得向上は以下の三つの時期を経てきた。

- ①一九七八～一九八四年：農家所得が著しく向上した時期であり、年間増加率は一五・九%に達した。最も大きな増加要素は、生産請負制の実施である。
- ②一九八五～一九八八年：農家所得の年間増加率は五・七%であり、最も大きな増加要素は、郷鎮企業の発展である。
- ③一九九一～一九九六年：農家所得の年間増加率は五・六%であり、最も大きな増加要素としては農産物価格の大引き上げによるものである。

一九九六年以降は、農産物の需要と供給関係の変化、生産コストの



高齢、郷鎮企業による労働力吸収能力の低下等の問題が顕在化しており、農家所得の向上は困難を増している。

(2) 近年の農家所得向上対策の特徴

一九九六年以降、政府は農業内部の効率を高めるとともに、外部から農業を支援するように試みた。つまり、都市部の発展の経験を生かし、都市部に流れていた技術と人材を農業の支援に活用出来るように工夫を重ねた。農家所得向上対策は主に以下の五点にまとめられる。

第一に、農業構造を調整することである。言い換えれば、消費者のニーズにあつた品質の高い農産物を生産することである。そのため、価格は高い水準で保障され、農家所得の向上につながるわけである。

第二に、畜産業と水産業を積極的に発展させることである。生活水準の向上に合わせて、食糧の生産だけではなく、畜産業と水産業の発展にも力を入れなければならない。中国は豊富な資源を有しており、肉類、乳製品、水産品の生産増大のための十分な潜在力をもつている。

第三に、農業人口を減らし、農業コストを削減することである。そのためには、いかに過剰農業労働力を農業以外に転業させるかが問題となる。これには「小城鎮建設」が重要なポイントとなる。

第四に、「退耕還林」、要するに農地を森林あるいは牧草地の土地利用に転換するという政策が最近積極的に行われている。それを実施する農家に対して、政府が収入補償をおこなっている。

第五に、農家の負担を減らすということである。農家負担というのは、主に税金との他公課を指している。農業部の新しい政策では、二〇〇四年度から農業税を1%引き下げることが決定され、政府として

は総額八億元の収入減となる。さらに、今後五年以内に、農業税を廃止する方向で現在検討中である。

(3) 農家所得向上の問題点

以下では、主に四つの問題点を紹介する。

第一に、專業農家の所得をいかに増加させるかということである。專業農家と兼業農家・非農家の所得を比べてみると、後者は四、五〇〇元／年に対し、前者は一、九〇〇元／年で、後者の半分にも及んでいないことがわかる。

第二に、食糧基地の農業収入が低いレベルに留まっているということである。二〇〇〇年現在の食糧主産地の農家所得はマイナス三・八%の成長率であるのにに対し、その他の地域の農家所得の成長率はプラス二・一%となっている。

第三に、中部と西部における農家の低所得問題である。まず、東部、中部、西部の三地域の所得の増加額をみてみると、一九九八年から二〇〇一年までの五年間で、東部では五五〇元、中部では一八八元、西部では一〇〇元の増加となつており、地域格差が激しい。極端な例を示すと、上海近郊の農家の年間所得は、西部地域よりも五倍も高い。

第四に、貧困地域が依然として多く存在しているということである。中国政府の発表によると、農村地域でおよそ八、〇〇〇万人の貧困人口が存在しているのである。

以上の四点は主要な問題点であり、実際にはもっと多くの問題が存在している。農家の所得向上は非常に難しい問題であるが、国民経済の発展につながる問題として中国政府はこれからも一貫して強調し続け

ねてあります。前述の通りに、中国では都市部での目覚しい発展を遂げてきた実績があるゆえに、都市部発展の経験を農村部に生かし、農村の経済と社会全体を発展させることが十分に可能であると考えられる。

五、農村組織づくりの推進

【二】農業産業化（アグリビジネス）の推進

（1）農業産業化の発展段階

農業産業化の発展段階は以下の三つに分けられる。

第一段階：模索段階（一九八〇年代半ば～一九九〇年代半ば）
主に東部沿海地域と大都市近郊で「商業、工業と農業一体化」と「生産十販売」という新しい経営方式が現れ、これらが農業産業化の最初の組織形態であった。全国的には一・一二万組織が存在し、一、九九五万戸の農家（全農家数の九%）が加入している。

第二段階：理論と実践ともに新発展の段階（一九九〇年代半ば～二〇〇一年）

山東省で初めて「龍頭企業十農家」という戦略が打ち出され、農業生産、加工と販売が一元化され、農家の所得向上に貢献した。組織数は大幅に増加し、六・七万組織にも達している。加入農家数は五、九〇〇戸、全農家数の一五%である。

第三段階：発展のスピードアップ段階（二〇〇一年末～）

WTOに加盟後、竜頭企業を中心とした農業産業化の推進策が強化され、農業経営体制の改善、都市と農村の総合的発展、そして、農家の所得の向上のための最も重要な方策とされている。二〇〇一年末現在の組織数は九・四万組織、二〇〇〇年より四一・六%増加している。加入農家数は七、一九八万戸、全農家数の三〇・五%である。

また、地域的にみると、中西部の組織発展が著しく、東部との格差が縮小しつつある。東部の組織数は四・三万組織（四五・一%）、中部は二・九万組織（三一・一%）、西部は一・一亿万組織（一三・六%）となっている。組織化による農家の所得は平均一、〇〇〇元／年に達し、一九八〇年代の八〇〇元より一・三倍増加している。

(2) 農業産業化の組織形態

- ①竜頭企業型：「公司十農家」、四・一亿万組織（四四・四%）
 - ②仲介組織型：「公司十仲介組織十農家」と「農民專業合作經濟組織十農家」、三・一亿万組織（三四・〇%）
 - ③専業市場型：「農産物卸売市場十中間商人十農家」、九、一六三組織（九・七%）
 - ④その他：一・一亿万組織（一一・九%）
- また、業種別にみると、耕種業は四・四亿万組織（四六・八%）、畜産業は二・三亿万組織（二四・一%）、漁業は七、七八組織（八・二%）、林特產品九、七八組織（一〇・四%）、その他九、八七一（一〇・五%）となっている。

(3) 農業産業化組織の問題点

①利益共同体の意識の欠如

企業と農家の間は、法律に基づいて契約で結ばれているにもかかわらず、双方の契約不履行が度々発生している。農家が不利な立場に立たされる場合が多い。

②リスク保障機能の欠如

多くの企業は運営リスク積立金を用意していない。

③仲介組織の問題点

多くの仲介組織は郷鎮政府、技術サービス部門、村民委員会等が兼任している。業務執行の際、企業と農家の両方から高い手数料を徴収し、特に農民の利益を損ねている。

【二】 農民專業合作經濟組織の推進

(1) 全体の動向

現在、中国ではおよそ一四〇万の農民專業合作經濟組織が存在しているが、そのうち規模、管理、活動面でタイトなものは一四〇一五万組織であり、全体の一〇%程度である。組織数が最も多いのは、河北省で、二八・一亿万組織であり、つぎに山東省、二三・一亿万組織、四川省、一〇万組織である。また、五万組織を超える省は、山西省、江苏省、安徽省、福建省、江西省、河南省と広東省の七省である。業種別組織の割合をみると、耕種業が最も多く、六三・一%であり、養殖業が一九・四%，運輸業が三・七%，加工業が一・四%，菌草類が一・四%，その他九・〇%となっている。

また、提供するサービス内容別（主要部門）にみると、技術サービスが七九・六%、情報サービスが三八・三%、販売（小売り含む）が一三・〇%、購買が一五・一%、融資が七・九%、加工が五・四%、その他が一四・三%である（組織によって複数のサービスを行っている）。

（2）政府の役割

①政府の指導と支援

一九〇三年に改正された「農業法」において、はじめて農民專業合作社経済組織の基本原則を定めており、また同年の全人代では「農民合作社組織法」を制定すると宣言した。しかし、中国の合作社組織は多様化が進んでいたため、立法の際、主体を明確しなければならない。過去においては、信用合作社（信用協同組合）と供銷合作社（購買販売協同組合）が一九五〇年代につくられたが、五〇年間を経て現在では民間組織ではなく、完全に「官」の組織に



なってしまった。一九八〇年代から改革が行われているが、成果はまだ出ていない。そのため、農業部は農民專業合作社組織法の主体は改革開放政策の実施後、新しく創出された農民組織が適格であると主張している。

②基本原則の強化

行政の介入をなるべく減らし、「農民によって作り、農民が管理し、農民が利益を受ける」という「三民原則」を強化する。

③事業体の推進

タイトな一四万組織のうち、六〇%の組織が小規模販売あるいは加工の事業体を持っており、所得税は免除されている。

④モデルを示す

一九九四年に山西省、陝西省と安徽省の三省を農民專業合作社組織の実験地域として指定した。以降、その成功した経験を全国に紹介し、組織の普及を試みている。

⑤人材の育成

協同の精神とレベルの高い技術を身につけている人材は農民專業合作社組織には不可欠である。政府は大学・研究所と連携し、このような人材を育成するために積極的に取り組んでいる。

⑥国際交流の促進

中国政府は毎年日本に研修生を派遣し、農協システムを学んでいる。このような現場の交流の他に学術交流、情報の交換も盛んに行っている。近年は、主に北海道大学農学部の農業経済学科との交流が深く、何人の先生を直接中国に招待し、合作社の幹部および農家を対象に日本の農協の講義を行うようにしている。

月例研究会終了後の

懇親夕食会



左から、陳輝（農業部大臣官房付）、黃連貴（農業部農村経済体制・経営管理司处長）、朴紅（北大農学部助教授）、何慶（緑色食品協会副幹事長）



左から、黒河功（北大農学部教授）、高田明（JA北海道中央会参事）、平尾裕美（JA北海道中央会常務理事）、太田原高昭（北海道地域農業研究所所長）

essay

「恵まれた大地」

その1 春



広々とした牧草地

士別市上士別 農業

五十嵐 紀子

春です。

どんなに雪の多い年でも、必ず三月の末にはセグロセキレイが姿を見せてくれ、春の到来を知らせてくれます。

陽あたりの良い沢では、雪どけの水音が響き、半年間の眠りから、躍動の季節を予告しています。

毎年変わらずめぐつてくる春に、私はこの北の大地の住人になりました。一七年前のことです。

◆ ◆ ◆

そして、その前年に、夫が一人で建てた小さなブロック作りの牛舎の一角で、新しい生活が始まったのです。

搾乳牛五頭からの出発でした。牧草地もなく原野が広がっていました。私たちは、原野の木を切り、笹を刈り、その笹を焼き、

牧草の種を蒔き、牛を放し、彼らたちの蹄で種子と土が混ざり合い、放牧地を作っていくました。(蹄耕法)

毎年一粒ずつ広がっていく放牧地に、牛たちは幸せを感じてくれました。(もう信じています)

◆ ◆ ◆

そして、結婚した次の年から、

私たち自身たちの家作りを始

めました。私の両親が、牛舎での生活から足を洗う時(?)に、タنسでも買ひなさいと持たしてくれたお金(持参金)で、セラミックブロックを購入し、一年目は基礎作り、二年目にブロックを積んで、三年目に屋根をかけ、四年目に床や内壁を作って、牛との同居から解放されました。牛舎での生活は、決して不便

五十嵐 紀子（いがらし のりこ）さん

仙台市生まれ

恵泉女学園短期大学 園芸生活学科卒

1977年 新規就農

夫 広司 51歳

長男 直人 26歳

長女 恵 23歳

二男 信人 20歳

現在 75.2ha で酪農を中心とした立体農業を展開中。栽培作物：缶詰用トウモロコシ・ピート・カボチャ・ジャガイモ・小豆・小果樹



実習生（後輩）たちと母校で・・・

真中が私（見ればわかる？）

ではなく、「おふわふわ気にならなければ快適なものでした。牛のお産の時は、ドア一枚開ければ、牛たちの様子がすぐわかるし、普段とは違う物音で、異変にすぐ気づきます。牛たちの深いため息で、一日の終わりを知ることもできました。

また、牛たちの体温が高いため、冬でも寝る時は毛布いらずの暖かさでした。

これぞ牛飼いの醍醐味を感じた四年間でした。



住宅作りは基礎の穴掘りから屋根板張りまで、自分たちでやりました。屋根のトタン張りと電気工事だけはプロにお願いしましたが、他は全て自分たちの手でやりたかったのです。

夫はそれまで家を作ったことはありませんが、実習先の住宅

いろんな人たちがブロックを積んでくれた
—研修宿泊施設建設—



家作り 2年目

建設の際、集合煙突を「ブロックで作るのを見て、「これなら俺にもできる」と、思ったとか。

そして、不思議なことに、物

◆ ◆ ◆

を作っている時は、じれりから声をかけたワケでもないのに、知らず知らずのうちに人が集まつてくるのです。隣り近所の人だつたり、通りすがりの獣医さんだつたりと様々なのですが、なにより本州からの若者たちが、何人も手伝いに来てくれました。

狭い牛舎の家に寝泊りしながら、彼らは実に楽しそうに穴を掘つたり、柱を立てたりしていく形が、結果が目に見えてわかる喜びの虜になつたのです。知識のない者同士が集まり、図書館から借りてきた本に、頭をくつつけあいながら見入り、試行錯誤を繰りかえしながら建て

たこの家は、まるで、ひんじむない世界にひとつだけの家なのです。

あれから一三年がすぎ、完成したとは言えない、仮末代のように実習生が侵食を共にしてくれました。私たち以上に、この農場を通して、彼ら、彼らの思い出ノートの一ページに加えてもらえた喜びが、私たちの宝です。

そして今年、三人の子供たちの教育も一段落し、これからまた新たな歩みを模索中の私たちですが、まずは、一〇年前から手がけている研修宿泊施設の建設に本腰を入れようと思っています。

また誰かと思いつくりをするために……。

連載



あのマチ・地域おこし活躍中
このムラ

No.36

美瑛町の事例

一丘のまちびえいのさらなる飛躍をめざして—



美瑛町は、「丘のまちびえい」と呼ばれている。十勝岳連峰の裾野に広がるなだらかな波状丘陵地帯に広がる畑作地が美しい田園風景を創出し、雄大で緑豊かな自然景観、農村景観が観光のスポットとして人気を集めている。そこには、先人たちが弛まぬ努力と創意で拓いた豊かな大地に、農業と文化が育った魅力あふれるマチがある。

平成十一年（一九九九年）に

開基一〇〇年を迎えた美瑛町は、大雪山国立公園と夕張山系に挟まれた北海道中央部に位置している。周囲は、東に上川町、東南に十勝岳を隔て新得町、西南に上富良野町、西に中富良野町及び芦別市、西北から北に旭川市、北東から東に東神楽町及び東川町と二市六町村に隣接している。総面積六七七・一六km²を有し、上川支庁管内では上川町、旭川市に次ぐ大きな面積となつていて、

交通網は、旭川から富良野を経由して浦河に至る国道一三三七号線と、現在建設中の旭川から夕張に至る国道四五二号線、旭川から富良野に通ずるJR富良野線が美瑛町を通過している。美瑛町への交通アクセスは、国道を利用する場合は旭川から美瑛市街までは車で約三〇分（一二四km）、バスで約五〇分、JRで三三分である。旭川空港からはバスで一二分（一〇・六km）の近さにある。

美瑛町の人口は、一一、九〇

二人（平成十二年国勢調査）、就

業人口別では農業を主とする第

一次産業就業者数が二、〇一七

人（三二・七%）、鉱業、建設業、

そして製造業の第二次産業一、

一三〇人（一八・三%）、観光と

関係が深いサービス業の第三次

産業が第一位の三、〇一八人（四

九・〇%）となっている。

美瑛町の基幹産業は「農業」

と「自然と農業がおりなす景観

をベースとした観光」であると

いえる。平成十三年の観光客の

入り込み数は一二六万人である。

観光資源は、大雪山国立公園

の雄大な自然に囲まれた白金溫

泉と素朴で広大な丘陵の大地の

田園風景の他、「丘のまちびえ

い」を世に知らしめた風景写真

家の故前田眞三氏の作品を展

示している拓賣館、丘をテーマ

にした祭りやイベントなどで

ある。

美瑛町農業の概要

三五口うち主業農家五四七戸

（八六・一%）である。

耕地面積規模は、中心階層が

一〇畝以上二一九戸（三四・五

%）、次いで一五～一〇畝戸一

二九戸（一一〇・三%）である。

しかし、一五畝未満の農家も四

五・一%を占めており、丘のま

ち美瑛町は、畑作農業のまちと

イメージされがちであるが、一

戸平均耕地面積は必ずしも大き

くはない。

したがって、野菜を導入し複

合化による経営安定化を図って

いる農家が多く、立地条件が比

較的良いことから作物の種類も

多いという特徴がある。農作物

は、水稻、豆類、馬鈴薯、甜菜

及び麦類を主にしているほか、

大根・アスパラ・スイートコー

ン・人参・カボチャ・トマトな

どの野菜がこれを支え、酪農、

肉用牛、養豚も堅調な展開を見

せている。（表1）

農業産出額は、一一〇億円台

で推移しており平成十三年時点

で一、一六五千万円（耕種部門

九九四千万円 七八・六%、畜

産部門一七一千万円 二二・四

%）である。（表2）

美瑛町の農業の特色とサポート機関

1 土づくり実践のまち

前述のとおり美瑛の農業は、

恵まれた気象条件のもとに畑作

農業を中心に北海道農業の縮図

といわれるほど多くの作物が作

付けされている。十勝型や斜網

型畑作とは異なつて急峻な土地

条件と相対的に小さい面積をも

つて展開する美瑛畑作の最も重

要なポイントが、地力維持と畑

作生産力の向上である。そのた

めに、美瑛町では、関係機関あ

表1 主要農作物の作付動向

(単位:ha)

| 作物名 | 年次 | 1998年 (平成10) | 1999年 (平成11) | 2000年 (平成12) | 2001年 (平成13) | 2002年 (平成14) |
|------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 水 稲 | | 1,080 | 1,060 | 1,030 | 996 | 975 |
| 小 麦 | | 2,820 | 2,650 | 2,730 | 2,500 | 2,440 |
| 大 豆 | | 252 | 196 | 268 | 246 | 257 |
| 小 豆 | | 972 | 1,070 | 1,030 | 1,160 | 1,100 |
| いんげん | | 186 | 161 | 162 | 164 | 169 |
| 甜 菜 | | 1,190 | 1,200 | 1,220 | 1,140 | 1,200 |
| 馬 鈴 薯 | | 1,390 | 1,300 | 1,300 | 1,310 | 1,290 |
| 野 菜 大根 | | 267 | 260 | 258 | 247 | 238 |
| 人 参 | | 137 | 130 | 124 | 122 | 119 |
| アスパラガス | | 203 | 199 | 196 | 189 | 185 |
| 白 菜 | | 25 | 24 | 23 | 15 | 14 |
| キ ャ ベ ツ | | 83 | 76 | 72 | 71 | 61 |
| タマネギ | | 23 | 21 | 21 | 18 | 18 |
| メ ロ ン | | 15 | 13 | 12 | 9 | 9 |
| カボチャ | | 122 | 125 | 121 | 114 | 118 |
| ト マ ト | | 15 | 15 | 15 | 17 | 20 |
| ス イ ト コ ーン | | 249 | 271 | 221 | 251 | 258 |
| 青刈りトウモロコシ | | 409 | 357 | 332 | 280 | 310 |
| 牧 草 | | 1,550 | 1,820 | 1,680 | 1,680 | 1,660 |

資料：北海道農林水産統計年報（農業統計市町村別編）

表2 農業産出額の推移

(単位:1,000万円)

| 作物・部門名 | 年次 | 1997年 (平成9) | 1998年 (平成10) | 1999年 (平成11) | 2000年 (平成12) | 2001年 (平成13) |
|--------|------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 耕種 | 米 | 161 | 139 | 145 | 136 | 126 |
| | 麦類 | 132 | 205 | 79 | 134 | 113 |
| | 雑穀・豆類 | 78 | 110 | 108 | 99 | 111 |
| | いも類 | 211 | 200 | 212 | 217 | 208 |
| | 野菜 | 277 | 308 | 291 | 278 | 281 |
| | 果実 | 2 | 3 | 2 | 3 | 2 |
| 畜産 | 花き | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 工芸作物 | 115 | 136 | 81 | 102 | 124 |
| | 種苗・苗木類・その他 | 23 | 26 | 41 | 35 | 28 |
| | 計 | 1,000 | 1,128 | 960 | 1,004 | 994 |
| 畜産 | 肉用牛 | 59 | 66 | 61 | 63 | 52 |
| | 乳用牛 | 164 | 167 | 165 | 164 | 174 |
| | (うち生乳) | (150) | (153) | (151) | (144) | (147) |
| | 豚 | 50 | 51 | 48 | 42 | 45 |
| | 鶏 | 0 | — | — | — | — |
| その他 | その他 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 計 | 274 | 285 | 275 | 269 | 271 |
| 農業産出額 | | 1,274 | 1,413 | 1,235 | 1,273 | 1,265 |

資料：北海道農林水産統計年報（農業統計市町村別編）

げて「土づくり対策」に力点をおいた取り組みが行われている。ここでは、美瑛町内で先駆けとなつた北瑛パーク堆肥生産組合の活動と全町的取り組みの現状を紹介する。



堆肥撒布作業

北瑛パーク堆肥生産組合の活動
土づくりによる作物単収の効果を実証したのが昭和五十九年（一九八四年）に設立された北瑛パーク堆肥生産組合の活動である。北瑛地区は、JR富良野線をはさんだ西側の丘陵部に位

問題解決には堆肥投入による地力回復と土壤の膨軟化を達成し、あわせて輸作体系の確立を図る必要があった。これらの課題に取り組むために地区内の二八戸（耕作面積四九〇㌶）により設立されたのが北瑛パーク堆

地帯で農業構造改善事業による大型機械化と機械化農業に向けた土地整備、なかでも層圧調整事業による傾斜改良によって、一部に土壤踏圧の問題を表面化させた。

地力回復と土壤の膨軟化を達成し、あわせて輸作体系の確立を図る必要があった。これらの課題に取り組むために地区内の二八戸（耕作面積四九〇㌶）により設立されたのが北瑛パーク堆

地帯で農業構造改善事業による大型機械化と機械化農業に向けた土地整備、なかでも層圧調整事業による傾斜改良によって、一部に土壤踏圧の問題を表面化させた。

肥生産組合である。

パーク堆肥生産組合は、堆肥の製造・散布による土づくりを行うとともに、生産技術の向上を図るために土づくり研修会へ

のメンバー派遣や堆肥の状態や作物の生育状況を点検する現地研修会、土壤診断による勉強会、さらに、多収穫奨励会を開催し、成績上位者を表彰し、その取り組みを発表するとともに全戸のデータを公開するなど相互の情報交換を活発に行なった。こうして堆肥投入と技術情報の伝達・交換が精力的に行われて技術水準の向上をもたらした結果、北瑛地区が美瑛町内で高い収量水準を実現したといえる。

全町をあげての土づくりへの取り組み

前述の北瑛パーク堆肥生産組合の成果や高品質で安心できる農産物を安定的に生産・供給するためには「土づくり」が不可

欠であるとの共通認識のもとに

美瑛町では、平成元年（一九八九年）から本格的に「土づくり対策」に取り組んでいる。

取り組みの内容は、最初に堆肥散布機の導入を行い、堆肥散布機については平成九年に町内をほぼカバーできる台数の配当を完了、同時に、堆肥導入のための運搬費と緑肥種子代への助成を行なった。また、土づくり講習会の開催、土壤診断の推進や町内の有機物存在状況の調査や土壤マップ作成を実施している。

平成十二年には、農業技術研修センター「みのり」を開設し最新鋭の土壤診断機器を導入し、土壤診断システムを充実。平成十三年からは、土づくりを加速するために一〇%緑肥運動を実施し緑肥種子代のほかに肥料代に対する助成も行っている。

さうに、平成十五年に土づくりを通じた生産者の組織化を強力に推進するため、町、JAにより美瑛町農業支援センターを設置した。

2 美瑛町農業のサポート機関

つぎに、美瑛町農業を強力にサポートしている前出の農業支援センターと農業技術研修センター「みのり」の取り組みを紹介する。

(1) 農業支援センター

オープニングは、昨年（平成十五年）の七月末である。支援センターは、土づくりの推進を主要業務に位置付け、さらに、新規就農を含めた扱い手対策の推進、その他総合的な相談窓口などの業務を町、JAから派遣された四人の職員が担当している。

平成十六年度の「土づくり推

進支援」では、綠肥導入、堆肥の運搬支援、堆肥散布組織化モデル事業、全圃場土壤診断推進事業、圃場調査とそのマップ化などを計画している。

(2) 農業技術研修センター 「みのり」（総合農業指導拠点施設）

農業技術研修センター「みのり」は、平成十二年一月に農地の維持増進に欠かせない土壤診断や農業者の農業情報の交換のための研修の場、農畜産加工体験の場、農業を通した町民の交流の場として建設された総合農業指導拠点施設である。隣接地に、試験圃やJA等の育苗ハ



農業支援センター開所式

さうに、総合的な相談窓口や町内に二つあるコントラクター組織の育成や農繁期における農作業調整を行うサポートセンターの可能性の調査検討業務を担当している。

「扱い手育成支援」では扱い手の総合推進事業として、短期研修生の研修斡旋事務、新農業人の一年間の研修制度への対応、新規就農者への支援事務のほか、各種研修会や、新規就農希望者の育成・定着支援を行っており、研修生などを受け入れるための宿泊施設も完備している。

ウスが広がる。

土壤分析室では、ICP自動発光分析装置や自動元素分析装置などの最新鋭の分析装置を導入して、健全な作物づくりと収量の増加に欠かせない圃場内の土の養分などを分析し、生産者への確な指導を行っている。

研修室は、スライドやビデオプロジェクターなどの視聴覚機器を用いた研修にも対応でき農業情報の交換の場として、各種研修会・講習会・技術交換など多目的に活用している。

加工研修室は、地場の農畜産物を原材料にした特産品の開発や体験製造のために三つの加工室がある。
第一加工室は米や大豆などを原材料に味噌・豆腐などの加工品の製造ができる。
第二加工室は小麦（粉）を原材料にしたパンやうどん、馬鈴薯を原材料にしたコロッケ、ト



みのり建物全景

マトなど野菜を原材料にしたジュースなど汎用性の高い加工室で缶詰や瓶詰め、急速冷凍や真空保存なども行える。

第三加工室は、牛乳を原材料にしたチーズやアイスクリーム、ヨーグルトなど主に乳製品の加工体験ができる。

隣接地の試験圃では、四・五畳の畠にスイートコーン、アスパラ、大根、トマト、百合根や馬鈴薯、麦の品種栽培試験（生食及び加工用）を行っている。育苗ハウスではアスパラの育種やトマト・キャベツ他の育苗も手掛けている。

さりなる飛躍を目指して

JJAでは、農業振興の柱となる「JAびえいの第七次農業振興計画」と女性農業者のネットワークである「ネットワークす

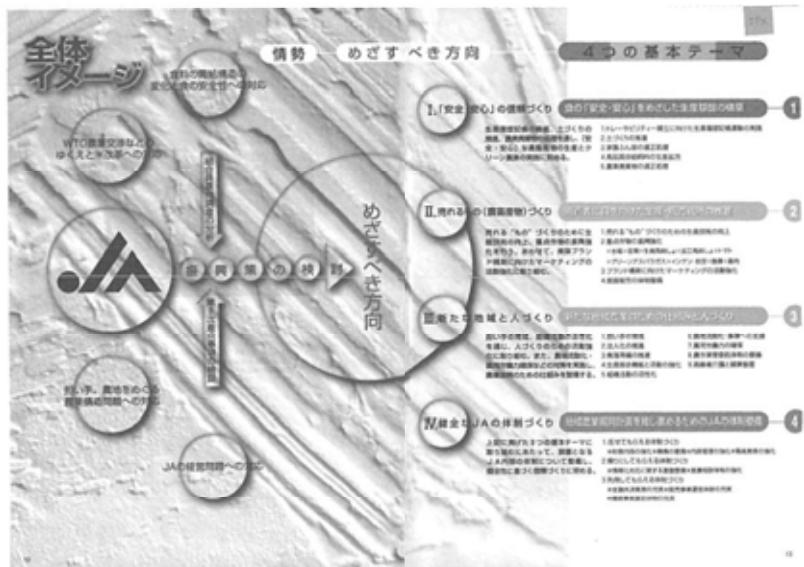
ゞりこ」の活動や二月一日に道から認証を受けて正式に発足した「NPO法人びえい農園学園」の事業内容に触れる。

さりに、町民が主体的にまちづくりに関わることができる社会づくりのルールを定めた「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」と「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」を紹介する。

I JAびえいの第七次農業振興計画

JJAびえいは、総合的な生産性の拡大を目指して昭和五十五年度の第一次計画をスタートとして地域農業振興計画を策定しており、今年から第七次中期五力年計画（平成十六年度～平成二十年度）を実践する。新計画の策定には、当研究所が策定支援を行った。

策定にあたっては、JAブロ



J A 農業振興計画　全体イメージと4つの基本テーマ

プロジェクトチームが主体となり、組合員は勿論のこと関係機関の協意形成を十分に図りながら取り進めている。JAのプロジェクトメンバーをサポートする地域農研側のメンバーは、チームリーダーとして農業経営問題のエキスパートである札幌大学の長尾正克教授、農地問題の第一志教授、北海道東海大学の谷本一農村システム研究室長の天野哲郎氏と地域農研のスタッフ三名でチームを編成した。

新計画は、前計画の検証と組合員意向調査結果、社会経済状況や農業情勢等を踏まえて課題を整理し、解決の方策について議論を重ね目指すべき方向として、「新たな地域と人づくり」「健全なJAの体制づくり」とした。そして「信頼から大地に活づく確かな絆へ」を入口

とした、四つの基本テーマを設定した。さらに、基本テーマごとに重点事項を定め、併せて、取り組みの主体性と責任を組合員およびJAの行動計画などを示している。なお、四つの基本テーマは、①食の「安全・安心」を目指した生産基盤の構築②消費者に目を向けた生産・販売戦略の推進③新たな地域農業のための仕組みと人づくり④地域農業振興計画を推し進めるためのJAの体制整備である。

2 ネットワークすずらんの取り組み

「ネットワークすずらん」は、美瑛町内で地産地消のための直売活動や農畜産物の共同加工や農村景観づくりなどに積極的に取り組んでいる女性農業者グループ



宮様国際スキーマラソン交歓会

ープのネットワーク組織である。平成九年に組織され現在、町内の「〇グループ（五九名）」が参加している。

農畜産物の加工では、前述の技術研修センター「みのり」の農畜産加工研修室やJJAの加工センターを利用し、地元農畜産物を原材料とした加工品の開発と商品化に取り組んでいる。

グループのひとつである沢の村ウバクベツは、お菓子やパンの商品製造のために自前の加工場を建設するまでになっている。

商品化した味噌、チーズ、豆腐、豆類の缶詰、パン、トマトジュース他は、グループで設置している直売所や町内の各種イベントで新鮮な農畜産物やドライフルーツやおし花、とうきび人形などともに販売し好評を得ている。

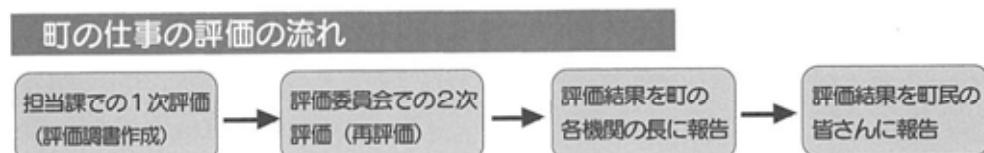
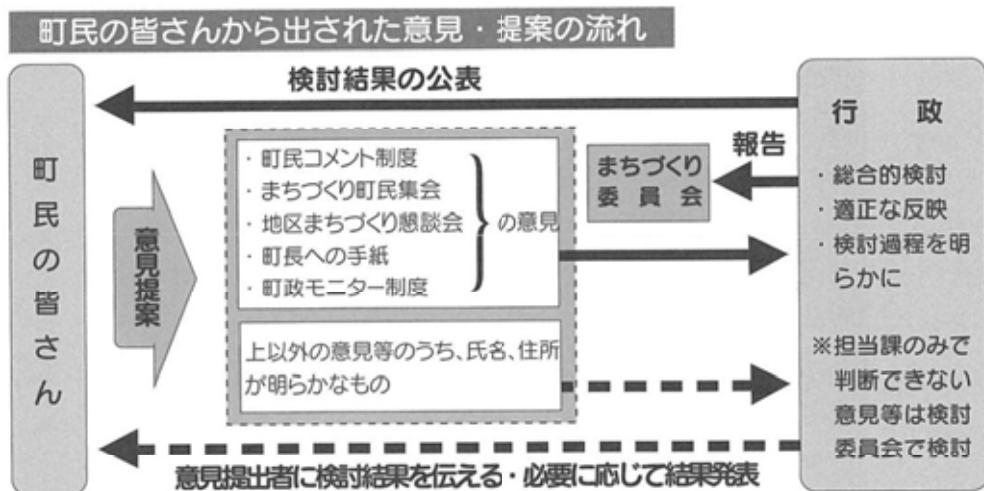
また、毎年二月に美瑛町で開催されている宮様国際スキーマ

ラソン大会（今年で一七回）の交歓会に「ネットワークすずらん」のメンバーが美瑛産の農畜産物を原材料として調理・加工した南瓜パンやチーズ、ソーセージ、かぼちゃ・いもだんご、豆腐のみそ汁など自慢の品を提供し好評を得るとともに「ネットワークすずらん」の活動を広くアピールした。

このほかにも、普及センターや町の支援を受けた農場看板づくり講習会、女性の起業活動のノウハウを学ぶための研修会の開催や視察研修、上川管内、全道のネットワークグループの交流など活発に事業を開拓中である。

なお、メンバーグループが商品化した手作り味噌が平成十六年度から町内小中学校の給食に使用されることになった。このことは、大きな成果の一つでありメンバーの励みとなっている。

○図1 町民の意見提案の流れと町の仕事の評価の流れ



**3 NPO法人
びえい農観学園**

本年（平成十六年）三月にNPO法人びえい農観学園が道の認証を受け正式にスタートした。平成十三年に地域の資源を守り活かし、地産地消運動や美しい村づくりによる地域おこしを目指すため始まった住民の活動を契機に誕生した組織である。

今年から本格化させる事業は、美瑛町の基幹産業である農林業と商工業や観光の連携のしくみづくり事業、地域産業の活性化と産業を支える人材育成事業、地場産農畜産物を普及させるふるさと市場の開設や特産品の開発、郷土料理普及イベント開催さらに、農村体験観光・修学旅行の受け入れなど幅広い内容になっている。

美瑛町の自立的発展に向けた地域づくりの核となる組織としている人が誇りを持てるまち

**4 次世代へつなぐ
まちづくり**

て、NPO法人びえい農観学園の活動を大いに注目したい。

本年（平成十六年）三月にNPO法人びえい農観学園が道の認証を受け正式にスタートした。「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」と「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」を施行した。

いづれの条例も美瑛町のまちが自らの活動により、もっと生き活きと楽しく住み良いまちにするため、平成十二年から住民が主体となった検討会を立ち上げ町民アンケート調査や意見交換会を実施しまとめあげたものである。

(1) 住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例

四月に施行した「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」は、美瑛をもっと住み良く、住んでいる人が誇りを持てるまち

にするため、町民が行う公益活動を推進し、また、「役場の仕事」についての情報を提供して町民からの意見、提案を募集し、まちづくりに反映していくところを定めたものである。

具体的には、

- ① 知らせる。・・・審議会等の公開と議事録の公表や行政情報の積極的提供
- ② 意見の把握に努める。・・・町民コメント制度、まちづくり懇談会、地区まちづくり懇談会、町長への手紙、町民モニター制度等
- ③ 意見の反映に努める。・・・ルール（条例）に基づきまちづくりを行ふ。検討結果の公表と意見が反映できない場合は役場が「説明責任」を果たす。
- ④ 適正な評価をする。・・・町の仕事についての適切な評価を行い、その結果を公表する。
- ⑤ 町民の公益的な活動を支援する

る。・・・地域や団体が行う公

益的な町民活動を促進するため、情報提供など必要な支援を行うといった内容である。

☆図1 フローチャート「町の意見提案の流れと町の仕事の評価の流れ」参照

(2) 美瑛の美しい景観を守り育てる条例

周知期間を経て七月に施行した「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」は、美しい景観が町民みんなの財産との総意のもと、一人ひとりが景観づくりの担い手となり、みんなが協力して美しい景観や豊かな自然に囲まれた生活の中で、郷土を愛する心を育み、それらを次の世代に引き継ぐことで、いつまでも住み良い全国に誇れる魅力ある町であり続けることを願う思いが条例に込められている。

条例は、①町民・町・事業者の役割を明確にし、②町内を二つの景観地域（市街地景観地域、山岳高原景観地域、農村景観区域）に分け地域に適した景観づくりを推進、③景観づくりに関する指針をつくり、公表、④一定規模以上の開発（土地造成、建築物・工作物の建築、森林の伐採、屋外広告物の設置など）には地域住民への事前公開、説明会、町との協議、町の同意などが必要。ただし、農林業を営むための開発や国、地方自治体が行う開発は除かれている。⑤町の公共事業は、景観への配慮に努めるとともに、国、北海道の公共事業においても景観に配慮するよう要請（協議）する。

⑥ 景観づくりに関する計画づくりや取り組みに対して町民参加により進める。⑦景観形成地区、優良景観ポイント、景観レポーター、地域農研協定の設定と優先的に助成措

置を講じるなどの内容である。

美瑛は、北海道農業の縮図でいえるほど幅広い農畜産物の供給基地であり、土づくりへの弛

緩規模以上の開発（土地造成、建築物・工作物の建築、森林の伐採、屋外広告物の設置など）には地域住民への事前公開、説明会、町との協議、町の同意などが必要。ただし、農林業を営むための開発や国、地方自治体が行う開発は除かれている。⑤町の公共事業は、景観への配慮に努めるとともに、国、北海道の公共事業においても景観に配慮するよう要請（協議）する。

美瑛には、基幹産業の農業とが産業の柱である「試される大

地北海道」のモデル町村である。美瑛には、基幹産業の農業と観光を発展させる確かな動きがある。まさに、農業と観光業がある。まさに、農業と観光

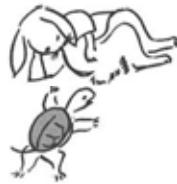
が産業の柱である「試される大

地北海道」のモデル町村である。

美瑛には、基幹産業の農業と観光を発展させる確かな動きがある。まさに、農業と観光業がある。まさに、農業と観光

あとがき

徒然 つれづれ



期間限定商品

八坂 里四

朝寝と昼寝は、季節を問わず心地よいものです。昼寝にいたつては場所もわきまえずにウトウトしてしまつことも度々です。

朝寝の心地よさは、会津の小原庄助さんが証明しています。朝酒、朝湯付きの三点セットでなくとも朝寝だけで十分満足します。

起きて庭先に出ると、生命の息吹に満ちた爽やかな春の大気があるのを知りながら、寝床に未練をいつまでも残しつい寝過ごしてしまいます。朝寝には、そんな優柔不斷を楽しむ遊び心があります。

また、八代亜紀が「舟歌」で「ひとしあの娘と朝寝する、ダンチヨネ」と唄うように、おおらかなエロチシズムもあります。

■
「ウサギとカメ」の物語は、いくつかの教訓を示しています。ウサギは、カメ

に負けてしまって慢心や油断を糾弾されましたが、教訓とは別に昼寝の魅力を伝えています。

ウサギの昼寝に少し通じますが、不損生でも疲れてもいす、することはあるてもすぐにする気もなく、ちょっと得意げな気分で、眠りに誘われる昼寝を、「いいなあ」と思います。

昔からの知恵のとおり、昼寝の効用はなによりも、短いひと眠りで夏の夜の寝不足なり、疲れを無くしてくれることです。本格的に眠るわけでもないので、覚醒と睡眠の間をしばらく漂つたあと、眠りに落ちます。その瞬間を時々鮮明に自覚できるのも魅力のひとつです。

どちらも、季節を問わず心地よいものですが、俳句の世界では、朝寝は春の、昼寝は夏のものなのです。歳時記に、朝寝を春、昼寝は夏の季語と書いてあります。つまり、ふたつとも期間限定商品で



徒然 つれづれ

あつて、年がら年中楽しむものではないのです。俳句愛好家の意外なまじめさに驚きます。

不貞寝、じろ寝などは、周りの人に迷惑を掛けるだけですから慎むのはいつもに構いません。しかし、朝寝、昼寝については、期間限定との俳句業界の決め事があるにせ

よ、知らぬ顔の半

兵衛を決め込んで、あの魅力を一年中楽しみたいものです。

季節にお構いなしに楽しめば、朝寝、昼寝の魅力を伝えるために、身上、財産をつぶした庄助さんや、鈍足のカメに勝ちをゆずったウサギを

忘れぬことはなきじょい。

年中と聞えれば、果物にしてもいつも売り場にあり、季節感が薄らいでいる時世ですが、季節の草花、旬の食べ物、つまり期間限定商品に対しては、旬采けならず、「感度良べありたい」とは思っています。

そう誓っている

と、「もつともだあ、ちつとかだあ」と掛け声が聞こえてきましたが、直ぐに「何かをおっしゃるのですか、季節をわきまえずとは」とのお叱りの声があつたところで、頬杖が外れて、居眠りから目覚めたのです。



掲示板

| | | | | |
|---|---|---|--|--|
| <p>○道東プロック商工会青年部セミナー 主催 道東プロック商工会 とき 平成15年10月5日 テーマ 地域活性化の課題と方 向をさぐる</p> <p>○指導漁連研修会 主催 北海道指導漁連 とき 平成15年11月7日 テーマ 農業現場における経営 ネット)</p> <p>○土地改良事業研修会 主催 北海道土地連(水土里</p> | <p>○農業者特別演習 主催 酪農学園大学酪農学部 とき 平成15年11月6日 テーマ 財務分析の手法</p> <p>○第2回「食と農」を考えるフォーラム 主催 JJAとまじまい広域 とき JJAむかわ とき 平成15年11月12日</p> <p>○指導の実践と課題</p> | <p>○道東プロック商工会青年部セミナー 主催 道東プロック商工会 とき 平成15年11月6日 テーマ 米政策改革大綱における農業生産法人の役割</p> <p>○平成15年度土地連釧路支部職員部会研修会 主催 北海道立農業大学校 とき 平成15年11月8日 テーマ 食の安全・安心と北海道農業 バネラー・太田原 高昭 (当研究所・所長)</p> <p>○平成15年度土地連釧路支部職員部会研修会 主催 北海道土地改良事業団 体連合会釧路支部 とき 平成15年11月11日 テーマ WTO農業交渉の動向 と酪農への影響</p> <p>○北海道を元氣にする会 主催 北海道を元氣にする会 とき 平成15年11月13日 テーマ スローフードとは何か</p> | <p>とき 平成15年10月6日 テーマ 北海道農業の現状と課題 (当研究所・常務理事)</p> <p>とき 平成15年11月8日 テーマ 北海道食のフォーラム (当研究所・所長)</p> <p>とき 平成15年11月12日 テーマ 経営実態調査の重要性 講義 奈良 孝一 (当研究所・特別研究員)</p> <p>とき 平成15年11月12日 テーマ 未来を担う子供達の健 康は食生活から 講演 黒澤 不二男 (当研究所・常務理事)</p> | <p>とき 平成15年11月12日 テーマ 未来を担う子供達の健 康は食生活から 講演 宮田 義之 (当研究所・専務理事)</p> <p>とき 平成15年11月12日 テーマ 北海道農業の現状と課題 (当研究所・常務理事)</p> <p>とき 平成15年11月12日 テーマ 北海道食のフォーラム (当研究所・所長)</p> <p>とき 平成15年11月12日 テーマ 経営実態調査の重要性 講義 奈良 孝一 (当研究所・特別研究員)</p> <p>とき 平成15年11月12日 テーマ 未来を担う子供達の健 康は食生活から 講演 黒澤 不二男 (当研究所・常務理事)</p> |
|---|---|---|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| ○農政研修会 主催 東鷹栖農民連盟 とき 平成15年11月15日 テーマ 新コメ政策と旭川農業 講演 太田原 高昭 (当研究所・所長) | ○農政問題研修会 主催 網走支庁市町村会 とき 平成15年11月18日 テーマ WTO農業交渉と網走農業 講演 太田原 高昭 (当研究所・所長) | ○札幌圏広域組合水田農業セミナー 主催 札幌圏広域組合 とき 平成15年11月26日 テーマ これからの中央圏農業を考える 講演 黒澤 不二男 (当研究所・常務理事) |
| ○JJA美瑛農業研修会 主催 JJAびえい とき 平成15年11月19日 テーマ 美瑛農業の課題と展開方向 講演 斎藤 勝雄 (当研究所・特別研究員) | ○近畿農協問題研究会 主催 農業開発研修センター とき 平成15年11月28日 テーマ 農協改革をどう進めるか 講演 太田原 高昭 (当研究所・所長) | ○北海道農業研究会定例研究会 主催 北海道農業研究会 とき 平成15年12月27日 テーマ 柳村俊介著「現代日本農業の継承問題」合評会「多様な扱い手と農業の継承」 講演 井上 誠司 (当研究所・専門研究員) |
| ○胆振支庁胆振女性フォーラム 主催 胆振支庁 とき 平成15年12月5日 テーマ 拡げよう・つなげよう | ○空知支厅指導農業士・農業士研修会 主催 空知支厅、空知指導農業士・農業士会 とき 平成16年1月21日 テーマ 地域農業振興と指導農業士・農業士等の役割 講演 黒澤 不二男 (当研究所・常務理事) | ○JJAならけん5周年記念式典 会札幌研修会 主催 JJA北みらい端野農業情報研究会 とき 平成16年1月25日 |

| | | | |
|---------------------|-------------------------|-----------------------|-------------------------|
| テーマ | JVAならうんの明日に | 黒澤 不二男 | 講演 黒澤 不二男 |
| 期待する | (当研究所・常務理事) | (当研究所・専任研究員) | (当研究所・常務理事) |
| 講演 太田原 高昭 | (当研究所・所長) | 報告 井上 誠司 | 動化の実践事例 |
| ○深川地区農業研修会 | ○後志農業セミナー | ○北海道地区学術講演会 | ○平成15年度北海道経営改善支援センター研修会 |
| 主催 深川農民連盟他 | 主催 後志支庁、渡島支庁、樺山支庁 | 主催 日本学術会議道地区会議 | 主催 北海道経営改善支援センター |
| とき 平成16年1月26日 | とき 平成16年1月29日 | とき 平成16年2月12日 | とき 平成16年2月17日 |
| テーマ 新JVA政策と深川農業 | テーマ 協働で乗じて元気な後志コーディネーター | テーマ 食の安全・安心と北海道の畜産 | テーマ 地域農業発展に向けた幅広い経営体の育成 |
| 講演 太田原 高昭 | 講演 黒澤 不二男 | 講演 太田原 高昭 | 講演 黒澤 不二男 |
| (当研究所・所長) | (当研究所・常務理事) | (当研究所・所長) | (当研究所・常務理事) |
| ○北海道農業機械工業会セミナー | ○食の安全フォーラム | ○JA新冠稻作・野菜経営研修会 | ○わが村は美しくフォーラム |
| 主催 北海道農業機械工業会 | 主催 コープさっぽろ | 主催 JA新冠 | 主催 北海道開発局 |
| とき 平成16年1月27日 | とき 平成16年2月3日 | とき 平成16年2月12日 | とき 平成16年2月24日 |
| テーマ 北海道における農家戸数の動向 | テーマ 食の安全・安心と北海道農業 | テーマ 稲作・野菜の直面する課題と振興方向 | テーマ 審査委員の鼎談 |
| 講演 黒澤 不二男 | 講演 太田原 高昭 | 講演 黒澤 不二男 | 講演 バネラ－ 太田原 高昭 |
| (当研究所・常務理事) | (当研究所・所長) | (当研究所・常務理事) | (当研究所・常務理事) |
| ○北海道農政部「生きがい農業セミナー」 | ○十勝西部5町農業委員会事務局職員視察研修 | ○北海道土地連後志支部研修会 | ○ニューリーダー養成研修 |
| 主催 北海道農政部 | 主催 十勝西部5町農業委員会連絡協議会 | 主催 土地連後志支部 | 主催 北海道立農業大学校 |
| とき 平成16年1月27日 | とき 平成16年2月3日 | とき 平成16年2月13日 | とき 平成16年2月24日 |
| テーマ 生きがい農業を求めて | テーマ 優良農地確保と扱い手問題 | テーマ 経営計画の必要性 | テーマ 経営計画の必要性 |
| テーマ ティネーター | | 講演 奈良 孝一 | 講演 奈良 孝一 |
| | | (当研究所・特別研究員) | (当研究所・特別研究員) |

| | | |
|--|---|--|
| ○千歳市経営改善支援研修会 主催 千歳市経営改善支援センター とき 平成16年2月26日 テーマ 地域農業の中核を担う 認定農業者の経営展開 と課題 講演 黒澤 不一男 (当研究所・常務理事) | (当研究所・常務理事) 助言 黒澤 不一男 (当研究所・常務理事) 講演 太田原 高昭 (当研究所・所長) | テーマ 新しい「メ政策について |
| ○留辺蘂町瑞穂地区経営構造改革 研修会 主催 網走支厅・北見地区農業改良普及センター とき 平成16年3月2日 テーマ 経営の安定とコントラクター事業の展開 講演 黒澤 不一男 (当研究所・常務理事) | (当研究所・常務理事) 助言 黒澤 不一男 (当研究所・常務理事) 講演 黑澤 不一男 (当研究所・常務理事) | ○石狩北部地区農業活性化セミナー 主催 石狩支厅・石狩北部地区普及センター とき 平成16年3月5日 テーマ 今、稻作地域に求められる營農システム 講演 黒澤 不一男 (当研究所・常務理事) |
| ○農業問題研修会 主催 当麻町伊香牛公民館 とき 平成16年2月28日 テーマ スローフード運動と北海道農業 講演 太田原 高昭 (当研究所・所長) | (当研究所・常務理事) 助言 JAおとづけ とき 平成16年3月2日 テーマ スローフード運動から見えてくるもの 講演 太田原 高昭 (当研究所・所長) | ○日高支厅「日高農業塾(最終講)」 主催 日高支厅 とき 平成16年3月23日 テーマ 軽種馬経営の経営転換 講演 黒澤 不一男 (当研究所・常務理事) |
| ○食品安全研修会 主催 JJAおとづけ とき 平成16年3月2日 テーマ スローフード運動から 講演 太田原 高昭 (当研究所・所長) | (当研究所・常務理事) 助言 ホクレン「普及員資格取得者 フォローアップ研修会」 主催 ホクレン農業協同組合 とき 平成16年3月15日 テーマ 農協系統における営農指導の展開のあり方 講演 太田原 高昭 (当研究所・所長) | ○土別市農業講演会 主催 土別市 とき 平成16年3月25日 テーマ 米改革以後の土別農業 講演 太田原 高昭 (当研究所・所長) |
| ○北海道土地連石狩ブロック役職員研修会 主催 北海道土地連石狩支部 とき 平成16年3月1日 テーマ 道央部農業の課題と展望 と課題 講演 黒澤 不一男 備考 講演 黒澤 不一男 | (当研究所・常務理事) 助言 札幌市「農業生産北海道法人経営戦略会議」 主催 札幌市 とき 平成16年3月4日 テーマ 加工トマト・立莖アスパラ栽培の経済性 | ○道北地域研究会 主催 市立名寄短期大学 とき 平成16年3月26日 テーマ 食の安全・安心と北海道農業 講演 太田原 高昭 (当研究所・所長) |

DATA FILE

関連事項/ DATA

(社) 農業開発研修センター

〒 601-8585
京都市南区東 5 条西山王町 1
京都 JA 会館内
☎ 075(681)4641

北海道大学農学部

〒 060-8589
札幌市中央区北 9 条西 9 丁目
☎ 011(716)2111

北海道農業協同組合中央会

〒 060-0004
札幌市中央区北 4 条西 1 丁目北農ビル
☎ 011(232)6447

美瑛町役場

〒 071-0292
上川郡美瑛町本町 4 丁目
☎ 0166(92)1111

美瑛町農業支援センター

〒 071-0207
上川郡美瑛町中町 4 丁目
☎ 0166(92)7400

J A びえい

〒 071-0298
上川郡美瑛町中町 2 丁目
☎ 0166(92)2111

(社) 北海道地域農業研究所

〒 060-0004
札幌市中央区北 4 条西 7 丁目 1
☎ 011(281)2566
E-mail : kaihou@chiikinouken.or.jp
HP : http://www.chiikinouken.or.jp

第 14 回通常総会特別講演会

「今問われる北海道農業の真価と方向性」

ワイズメンの一人として北海道農業界の多方面で活躍される行動派の講演者が投げかける熱いメッセージ

講演者：太田原高昭

(社) 北海道地域農業研究所所長
日 時：平成 16 年 5 月 20 日 (木)
午後 2 時から
ところ：札幌市中央区北 4 条西 1 丁目
共済ビル 7 階

○ 銀河支厅指導農業士・農業士研修会

| | | | |
|---|-------------|----------------------|---------------------|
| ■ | 講 演 | と き | 主 催 |
| ■ | 黒澤 不二男 | 平成 16 年 3 月 30 日 | 銀河支厅・銀河支厅指導農業士・農業士会 |
| ■ | (当研究所・常務理事) | 地域農業振興と指導農業士等のリーダーの役 | |
| ■ | | | |
| ■ | | | |



前」と言つてしまえば、それまでですが、定年後はどの地に落ち着くのでしょうか。

定年後就農という話を聞く

桜の便りとともに新年度を迎えて、新たな気持ちで春を迎えようとしています。この時期、私は喜びや悲しみが交錯する複雑な心境となります。転勤などにより友人が帰ってくることを喜ぶ一方、年齢のせいか道外や海外へ行く友人ととの別れに寂しさを覚えるこの頃です。

「サラリーマンは転勤が当たり時、「農業はそんなに甘くないぞ」と思う気持ちと同時に、「農業・農村への強い憧れや郷愁に共感し、しっかりと応援しつつ羨ましく思っている自分に気づきます。私は、カラオケで「うさぎ追いしかの山々」と故郷をうなつて、気持ちを静めています。

(奈良孝一)

明日の農業を包む



ホクレン包材株式会社

代表取締役社長 士 反 英 秋

本社 〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル17階
TEL (011) 222-3401 FAX (011) 222-5394
第1工場(化成品工場) 雨竜郡妹背牛町字妹背牛414番地の1
第2工場(化成品加工工場) 雨竜郡妹背牛町字妹背牛218番地
紙袋工場 雨竜郡妹背牛町字妹背牛414番地の1

北海道の
畜産を支える
安全で良質な
飼料の安定供給。

あしたの畜産振興のために
信頼できる配合飼料を



鉄路西港工場

ホクレンくみあい飼料株式会社

代表取締役社長 久保田 厚

本社：〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル 工場：鉄路西港工場・苦小牧工場
TEL. (011) 222-3301 FAX. (011) 222-3304 帯広工場・北見工場



おいしい北海道、読んでみませんか？



A5版サイズ

年6回

（毎月1日）発行

無料
定期送付

季節の料理メニュー、北海道產品のおいしさの秘密、産地情報や旬の素材をお届けする過渡コーナーなど、おいしい情報盛りだくさんの「Green」を、ご応募いただいた方全員に無料でお送りいたします。

お申し込み方法

●ハガキの場合

「Green希望」と明記し、住所、氏名、年齢、職業、電話番号をご記入の上、次の宛先へお申し込みください。

〒060-8651

札幌市中央区北4条西1丁目3

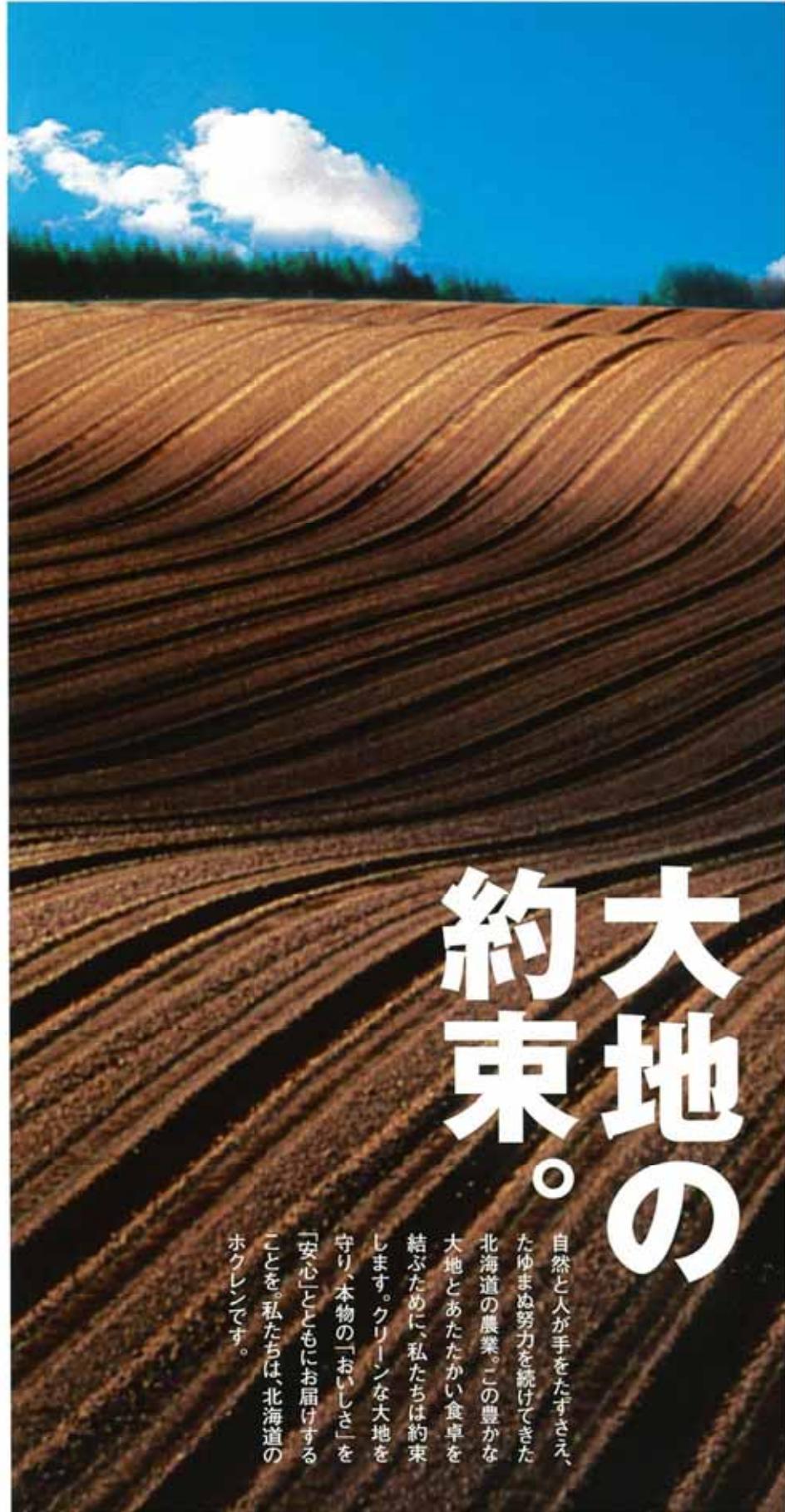
ホクレン広報室伝説

「Green」係

●ホームページからも

<http://www.hokuren.or.jp/greenweb/>
までどうぞ。

 ホクレン
<http://www.hokuren.or.jp>



自然と人が手をたずさえ、
たゆまぬ努力を続けてきた
北海道の農業。この豊かな
大地とあたたかい食卓を
結ぶために、私たちは約束
します。クリーンな大地を
守り、本物の「おいしさ」を
「安心」とともにお届けする
ことを。私たちは、北海道の
ホクレンです。